

第 3 回長崎県県庁舎整備懇話会

日 時：平成 20 年 9 月 1 日（月）

13：00 ～ 16：00

場 所：長崎県農協会館 702・703 会議室

○知事公室企画監 それでは予定の時間になりましたので、ただいまから「第 3 回長崎県県庁舎整備懇話会」を開催させていただきます。

私は、知事公室の県庁舎・まちづくり担当企画監でございます。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、事務局から若干ご説明させていただきます。

まず、資料ですが、テーブルの上に配らせていただきました配付資料一覧でございますように、資料 1「会議次第」から資料 9 の「江戸町の歴史について」まででございます。ご説明を進める中で、もし不足等がございましたら言っていただければと思っております。

それから、8 月に開催いたしました鹿児島県、熊本県、佐賀県の各県庁舎の視察につきまして、ご参加いただけなかった委員の皆様には、当日の資料もあわせて配らせていただいております。

本来であれば、本日の資料を時間的な余裕をもって皆様にあらかじめお配りするところでしたが、資料の一部のみしか送付できませんでした。申しわけございませんでした。また、事前にお送りいたしましたものも本日少し修正されておりますので、今日お配りしたものをご覧いただきたいと思っております。

なお、3 時間程度の予定ということで、途中休憩をとりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、報道関係の皆様をお願いでございますが、7 月の第 1 回会議におきまして、審議の実際の意見交換の場面では、カメラ、ビデオ等にご遠慮いただくということになってございますので、その時点ではよろしくお願いいたしますと思います。

それでは開催させていただきたいと思えます。会長、進行をお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから、「第 3 回長崎県県庁舎整備懇話会」を開催させていただきます。

この会は、7 月 12 日に第 1 回を開催いたしましたして、その後 8 月に鹿児島県、熊本県、佐賀県の方を第 2 回の会議ということで、それぞれ視察いただいたわけでございます。きょうは、大変暑い中ではございますが、第 3 回ということでございますので、どうぞ皆様方の活発なご論議をいただきますよう、よろしくお願いいたしますと思えます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

まず、議題（1）第 2 回会議（他県の庁舎視察）の結果について、県の方から説明をお願いいたします。

○知事公室企画監 それでは、議題（1）について説明させていただきます。

資料 1 が議事次第、資料 2 が配席図、資料 3 が委員名簿でございます。資料 4 が議題（1）に当たります「第 2 回会議（他県の庁舎視察）の結果について」ということで、他県の庁舎の視察をさせていただきました、その報告でございます。鹿児島、熊本、佐賀それぞれ

の内容と当日の質疑、それから視察を終えての感想、ご意見などをいただいたものを載せてございます。

1枚めくっていただきまして、まず、鹿児島県の調査でございますが、8月7日、ご参加いただきましたのは18名の委員の皆様方でした。詳細は、またご覧いただくとしたしまして、ポイントだけ申し上げますと、平成8年に旧庁舎がありました場所から直線で4.5キロ離れた場所に移転をしたというものでございます。敷地面積が9万1,000平米余り、そこに行政、議会、警察棟合わせて11万5,000平米の延べ床面積の3棟が建ててございます。総事業費が646億円というものでございます。

それから、5ページにいていただきまして熊本県庁でございます。8月21日に行いまして、ご参加いただいたのが12名の皆様方でした。こちらは少し古いですが、昭和42年に、もともとあった市の中心部から水前寺公園の先に、直線距離で約4キロ移転をいたしました。その後、平成9年に新行政棟と警察棟を新築。それから、平成12年に昭和42年に建てました本館の耐震改修工事を行っています。建築関係の工事だけで約60億円ということでございました。敷地面積が下の方にございますが9万7,000平米程度、延べ床面積が10万平米余りというものでございます。

次に、9ページにいていただきまして、佐賀県庁でございます。8月26日、15名の皆様方にご参加いただきました。こちらは一番古いものが昭和25年の行政棟の本館というものがございます。昭和60年以降、警察棟の本館、それから議会棟、新行政棟と逐次建て替えを行いまして、現在の姿になってございます。延べ床面積が6万5,000平米余りです。行政棟、警察棟が堀をはさんで向かい側にございますが、合計で敷地面積3万平米程度というものでございます。

それでは、次の質疑の内容、13ページからは視察を終えてのご意見、ご感想などをいただきましたものを、そのまま付けてございます。

いろいろなご意見がございましたが、現在の敷地の中で順次建て替えているのがうまくいっている、あるいは、豪華過ぎていかなものかというご意見などがあったところでございました。

それから、27ページ以降に、視察当時の状況写真ということで、それぞれの県庁につきまして何枚か写真をつけさせていただいております。

次に33ページのところをご覧いただきたいんですが、各県の危機管理センター、あるいは防災対策本部をご覧いただきましたが、第1回目のこの会議で県庁の本館等をご視察いただきましたが、その時に長崎県の防災対策本部を視察コースに入れておりませんでしたので、その概要をつけてございます。県庁の新別館の中にございますが、防災対策本部ということで、本部の会合を開く部屋、それからその準備や連絡体制を行う部屋等ございます。面積としては、長崎県の場合260平米ということで、他県に比べて若干少な目の面積になってございます。

一応資料4の第2回目の視察の結果につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○会長 ただいまのご説明に対しまして、何か皆様方の方からご質問、ご意見等はありませんか。

委員 今回の他県の県庁舎視察については、私は公務の関係で全く出席できませんでし

た。その上に立って、視察の状況を本日私は受け取りまして、今説明された内容を視察の結果ですということで判断しろと言われても判断できません。

最後の佐賀県が 26 日ですから、本日の会議までに最終取りまとめをするのに非常に時間がタイトであったということは考えられますけれども、ぜひとも我々懇話会の委員の皆さん方の意見を聞くためには、行けない方々に対する行政の事務局としての配慮を、事前配付という形で、今後この種の問題についてはぜひ目を通させていただきたい。

私どもは、この県庁舎の耐久、いわゆる耐震化については、基本的にはあの状況というのは理解しているんです。しかし、県民の皆さん方の理解も含めて、他県がどうであったかというのも含めて、やっぱりそれぞれ視察された皆さんの意見も改めて聞く場として、この内容に目を通していないと、「何か意見はありませんか」と言われても、意見を述べられないということでございますので、ぜひその辺は今後配慮をしてほしいなと思います。

会長 そういったことでございますので、できれば事前に資料を送っていただきたいというご意見でございますが、何か事務局の方から。

知事公室長 失礼いたしました。他県の視察においていただいた委員の皆様方のご意見をいただいて、その取りまとめ等をした上で資料につくったものですから、事前のお渡しが大変遅くなって申しわけございませんでした。ご指摘のように、資料については、準備をしまいたいと思っております。失礼いたしました。

会長 以上でございます。

よろしいですか。

委員 よろしくお願ひします。

その上に立って、それぞれ熊本、鹿児島、佐賀の県庁舎の新築に当たっての議会の動き、さらには県民、とりわけ県民の皆様方に対する、いわゆる理解を深めるための各県での特徴的な施策等々が、もしあれば報告願えればと思います。

会長 ただいまの質問は、他県での県庁舎建設に当たっての議会とか、県民の関係のことについてのご質問でございますが、何か情報がございませうか。

知事公室長 委員長、若干審議の進め方についてでございますけれども、第 1 回の会議の折に、報道については頭撮りまでということになっておったのでございますが、既に審議の内容に入っているようでございますが、その点、いかがいたしましょうか。

会長 第 1 回で決めたとおりで結構ですが、頭撮りでテレビは出てもらうんだったですか。すみませんけれども、マスコミの方はそういったことでよろしくお願ひします。

(報道カメラマン 退出)

会長 では、どうぞ。

知事公室企画監 ご質問がございました、それぞれの県の民間の方々を入れた検討会などについてでございますが、鹿児島県につきましては、1 ページ目の下の方に経緯をまとめてございますが、昭和 61 年に庁内での委員会をつくりまして、昭和 63 年 6 月に県議会議員、学識経験者等 23 名で構成されます「県庁舎整備検討協議会」というものをつくって、平成元年 2 月にこの協議会から知事に対し、全面的整備に関する提言ということでなされております。その後、平成元年の 3 月から県議会で特別委員会が設置され、平成 2 年 3 月に委員長報告を無記名投票で承認ということで議会の方では対応されております。

それから、熊本県につきましては、詳細を書いてございませうが、5 ページ目のところ

で平成3年に「新庁舎建設懇話会」ということで、民間の方々を入れた会議を設置しているということでございます。

佐賀県につきましては、9ページのところでございますが、昭和60年10月に「県庁舎改築に関する懇話会」を、建築・景観関係、あるいは県内有識者22名で構成いたしまして、現地での改築についての賛否を問い、18対4で意見を集約したということ聞いております。

以上でございます。

会長 委員がおっしゃっているのは、その間の県民の動きとか、議会の動きとか、どういう意見があって、最終的にここに決まって、このようなものをつくったということについてお聞きしたいということですか。委員、今のいいですか。

委員 議会はわかりました。県民の皆さんに対する、いわゆる懇話会なり、動きをどういう形で県民の意思を吸い上げたのかという意味で、特徴的なことがあれば教えてください。

会長 今おっしゃっておられるのは、従来、鹿児島県庁はどちらかというと町の方にあつたんですね。それを4キロか5キロ離れた鴨池空港の跡に持っていったんですね。ちょっと離れて持っていったので、その辺でいろんな意見があって、どうしてそうなったのかということをお聞きしたいということではないでしょうか。

知事公室長 ご報告申し上げます。視察の際にそのようなご質問もございましたので、視察の後に一部補足をして確認をさせていただきましたので、ご報告させていただきます。

まず、鹿児島県でございます。お話がありましたように、中心の市街地から郊外の現在地に移転したということで、まず、昭和58年の7月に、地元の商店街や町内会長等の皆様で、移転に反対する移転阻止協議会というのが設置をされたという経過があったそうでございます。それで知事とか県議会に申し入れがされたということでございまして、昭和58年にこの協議会が設立をされ、昭和63年、平成元年といったようなことで、申出書、要求書があったようでございます。平成元年には、知事、県議会への陳情書、反対署名等がなされたということございました。

また、昭和63年6月には、ご説明があったかと思いますが、県議会議員の皆様、県内各界各層の皆様、代表者、学識経験者で「県庁舎整備検討協議会」というものが設置をしまして、知事に提言がされたということございました。

また、県議会においては、平成元年に特別委員会が設置をされて、平成2年の定例県議会で、県庁舎の移転先は鴨池新町が適地であるという特別委員会委員長の報告が承認されました。

なお、鹿児島県につきましては、その後、跡地利用につきまして、跡地利用の協議会というものが設置をされまして、「かごしま県民交流センター」というものが平成12年から14年にかけて設置されたということございました。

こちら辺につきましては、当日、鹿児島県でもご説明があったところでございます。

それから、熊本県でございますが、これは視察の際にご説明があったようですが、昭和42年に、これも同じく中心市街地から現在地に移転したということで、40年前のことなので詳細はわからないけれども、一部反対の声があったというご説明がございました。

当時、町の中心が現在地の水前寺の方へ移りつつある時期であったということ、それが

ら跡地にバスターミナルが建設されたということで、大きな反対運動はなかったと聞いておるといふご説明でございました。

それから、平成9年の新行政棟の建設に当たっては、特に反対の動きはなかったと。

それから、佐賀県においては、お城の跡という歴史的な場所ということで、堀の内側に高層の建物を建てるということについての反対のご意見があったけれども、丁寧にご説明をし、またバルーンなどを上げて、どれぐらいの高さになるかという実証実験もしたといったようなご説明がございました。

各県からご説明を受けておるのは、以上のようなことでございました。

会長 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

委員 はい。

会長 ほかに何か。

委員 3回とも行きましたけれども、この場ではやっぱり懇話会の委員としては、3つの場所の視察をした結果、今後の審議にどういうふうに反映するのか、それぞれがやっぱり注目すべきポイントがそれぞれ見つかったのではないかというふうに思います。むしろ、そういうところの議論をこの場でやっていくべきではないかというふうに考えます。

委員 私も3カ所見学させていただきました。立場が私は鮮明でございますので、多々意見がほかの方もあろうかと思いますが、私もやっぱり今日、皆さん、同じように3県参加なさった方のご意見を速読で読んでいて、いろいろ受け取り方があるなというふうに感じているわけです。

ただ、行かれなかった方たちにぜひご理解していただくためにも、3つの特徴的なことをお話をさせていただきますと、鹿児島県庁はもともと城山の麓にあったものを4.5キロ移動をして、旧滑走路があったところに、やっぱり私たちは異口同音に、ちょっと贅沢すぎるぐらいの建物を建てていたなど。これはもう新聞報道にもあるとおりでございます。

熊本県の場合には、昭和42年に桑畑のところに移動したということで、やっぱり現在のまちづくりの思想、コンパクトシティとか、そういう思想がない以前の移動であったと。さらに、旧跡地にはバスターミナルという、さらに集客能力を高めるものを持ってきて、そして、なおかつそれが手狭になってきたので、耐震というものをやったと。私は、それに本当に感心いたしました。昭和42年につくった古いものに60億円ですばらしい耐震をなさっていらっしゃいました。これは非常に私の立場としては参考になりました。

佐賀県においては、移転するや否やというのを、お堀のある鍋島藩の藩のところから動かさないんだという、県庁職員、そして市民・県民の皆さんがそのコンセプトがあったと、これが非常に特徴であったと思います。その中で、旧本館というものを大事に大事にデフォルメといいますか、あらわして、そして新館の行政棟というものをつくっていつている。

これは明らかに3つ違います。そういったところを大変勉強させていただきました、私の立場としては現地での耐震、もしくは耐震工事をしてでも、やっぱりそのコンセプトというものを大事にしていくということ、意を強くした次第です。以上です。

会長 ありがとうございます。

その前に、・・・委員は、その意見を...

委員 そうですね。要はこれだけの方が、約半分ぐらいの方がそれぞれ3カ所回られた

わけですから、もちろん中には1カ所という方もおられますけれども、そういうケースも含めて、今後の議論の中でどういうポイントを我々は認識すべきだろうか。

例えば、今、・・・委員が言われたのは、県庁舎があるところとその町の歴史というものの結びつきを非常に印象づけられたわけですね。例えばそういうふうな見方もある。

もう一つ、ざっと読んでみますと、設備の考え方の問題もございます。

じゃ、どういうふうなポイントを今後の議論の中で活かしていくのか。今後の議論を進める上で、そういうポイントだけでももう少し議論を深めた方がよろしいではないかという提案です。

委員 残念ながら、いろいろな諸事情のために、委員で3カ所回られたのは7人だったんですね。7名の委員が3カ所回られたわけですね。

先ほどのお話にありますように、半分以上の方が今日のこの報告を目にするわけですね。ざっと見ただけではなかなかわかりませんので、それを後でじっくりと読んでいただいて、そして、次回あたりでこの中から論議すべき点を整理してやっていただきたいなと思います。

今日は、いろいろと準備されておりますので、その辺についての説明を早く受けて、次に備えたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

会長 今、ご意見が出ました。一応、・・・委員がおっしゃるようなことを今後論議していくわけでございますので、この鹿児島、熊本、佐賀の方は、一応参考までに皆様方視察をされたわけでございますので、そしてまた、今日この報告書を初めて見られた方もいるんですね。ですから、後でゆっくりと読んでいただいて、今後の論議の中での参考にしていただければというふうに思いますので、一応、こういったことでどうだろうかと思えます。よろしゅうございますか。

それでは、次に入らせていただきます。

議題(2)の「県庁舎整備検討に当たっての課題等について」に入ります。

議題(2)の審議項目といたしましては、 から まで5項目ございます。そこで、事務局から5項目につきまして一括して説明を受けた上で、質疑応答と審議に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長 また、時間の配分についてでございますが、まず、事務局の方からの説明を1時間程度とし、説明終了後、10分程度休憩をとりたいと思います。そして、再開後、質疑応答と審議に入りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長 それでは、そのようにさせていただきます。

事務局の方から説明をお願いいたします。

○知事公室長 それでは、まず、資料5の「県庁舎の整備方法について」、ご報告を申し上げます。

資料5の表紙をあけていただきますと、3項目ございます。1 現庁舎の耐震改修、2 現在地での建替え、3 魚市跡地での建設、この3項目について順を追って資料のご説明を申し上げます。おめくりいただきまして1ページでございます。

まず、県庁舎の耐震改修の問題でございますが、第1回の会議でも申し上げましたが、

1 行目に書いております、平成 16 年度及び平成 19 年度に耐震診断を実施いたしました結果、県庁舎及び警察本部庁舎とも震度 6 強の地震に対して倒壊等の危険が高いということが判明したわけでございます。この資料におきましては、耐震改修を行うことによって対応できる可能性を検討しております。

まず、(1) 想定される耐震改修の方法でございますが、1 ページの下の方にイメージ図を描いておりますが、建物の外部に補強フレーム、新たな柱、梁等を取りつける方法、それから内部の柱や梁で囲まれた部分に補強のプレス（筋交い）を取りつける方法で検討をしております。

2 ページをお開きください。この目標の設定でございますが、工事の内容を想定するためには、どの程度の耐震性を目指すかという目標を設定することが必要でございます。4 ページをお開きください。実は、この耐震の計画につきましては、国土交通省から平成 8 年 10 月に官庁施設の総合耐震計画基準及び官庁施設の総合耐震診断の改修基準というものが示されております。4 ページの資料にお出ししておりますが、結論の一番最後の行をご覧くださいますと、「災害応急対策について特に重要な官庁施設については、構造体は Ⅰ類、建築非構造部材は A 類、建築設備は甲類が目標となります。耐震改修後についても、原則として同様となります」という基準になっているわけでございます。この基準を表にしましたのが、5 ページでございます。

5 ページに、まず構造体、これは柱や梁や基礎でございますが、Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類に分かれております。構造体につきましては、このⅠ類が建築基準法に想定する必要保有水平耐力の割増しなし 1.0 というところでございますが、先ほどありましたように特に重要な官庁についてはⅡ類ということで、これも 1.5 倍の割増しの基準が求められております。

それから仕上げ材等、外壁とか、建具とか、間仕切りでございますが、これは A 類、建築設備について、これは電力の供給、照明等でございますが、これについては甲類ということでございます。

それで、本来であれば、このように構造体はⅠ類でやるべきでございますが、これを長崎県庁の耐震改修に当てはめた場合、8 ページをご覧くださいと思います。これは補強プレスを本館の 2 階に当てはめた場合でございますが、2 つございまして、上の欄がⅡ類による補強プレスです。下が基準どおりⅠ類による補強プレスでございます。上のⅠ類でありますとプレスが 164 力所でございますが、Ⅱ類ですと 326 力所ということで、この 2 階を見ていただきますと、現状の耐震性能が非常に低いということで、プレスを入れる箇所がⅡ類でやると非常に多くなるということでございます。ちょっとわかりにくいですが、この 8 ページの左下、玄関入ってすぐのところ情報政策課という課がございまして、そこを取り出して 9 ページの方に掲載しております。上の方、Ⅱ類でありますれば、この黄色の補強になるわけでございますが、Ⅰ類になると赤の補強が入ってくるということで、補強プレスによって非常に小さな部屋に分割されて、出入口も小さくなるということで、実質このⅡ類では県の執務の機能が困難ということで、実はⅠ類でやらざるを得ないということです。そういう前提で計算をしておるわけでございます。

3 ページにお戻りいただきたいと思っております。3 ページの上の方でございますが、また、今のが構造体でございましたが、仕上げ材や建築部材につきましては、申しましたように A 類、甲類で行うべきところでございますが、今回は詳細な調査、検討を行ってございませ

るので、現在の庁舎と同程度の機能・仕様ということでの想定をいたしました。この目標を整理したものが3ページの表でございますが、県庁舎1階から5階についてはⅠ類、第一別館もⅠ類、本館の6階は耐震改修困難ということで解体を予定しております。

それから、警察本部につきましては、旧館の西側は屋上に通信用鉄塔がありますので、そういう制限はございますが、狭くなりますが、やむを得ずⅠ類、それから新館、大浦、松ヶ枝、矢上につきましてはⅠ類、旧館の東側につきましては、これも耐震改修困難ということで解体するという前提の目標にしております。

下の表には、現庁舎の耐震診断時のI s値を、これは第1回目の繰り返しになりますが、挙げさせていただいております。

こういう目標を前提にどういう工事をするかというのが6ページでございます。6ページにまいりますと、工事の内容を表にしております。この表の内容を絵で描いておりますのが、この7ページでございます。本庁の黄色の部分がございまして、外部に鉄筋コンクリートづくりの補強フレームを増設する。これを南と北と東面、下の表では茶色で示しているところでございます。それから内部に鉄骨づくりのⅠ類を前提にした補強プレスを入れるということでございます。それから、時計塔と6階は撤去、大規模補修工事については、現在の庁舎と同程度ということでございます。外壁に補強を入れる関係で、7ページの下の上の方の外壁、ここに来客用の駐車場がございまして、この駐車場の確保が難しくなってくるということと、玄関左側の議員用駐車場の部分の確保が難しくなってくるという状況がございまして。

こういう前提で幾らかかるかという試算をいたしました。10ページでございます。表がございまして、県庁舎が68億円、警察本部が67億円、合わせて135億円ということでございます。それから、A類、甲類にすると当然工事費はかさむということが出てまいります。

それから、こういった耐震改修をやった場合の問題点でございまして、135億円を前提にいたしまして、10ページの、まず、防災拠点としての機能が確保できないということを書いております。具体的には11ページに文言で書いておりますが、先ほど申しましたような一定の条件のもとで想定をしておりますので、一定の耐震性は確保できますけれども、機能が十分発揮できないおそれがあるということでございます。

2つ目の問題としまして11ページでございますが、狭隘化と分散化が増大するというところでございます。

12ページに、どれぐらい面積が減るかということを表にしておりますが、まず、県庁舎については庁舎の解体、これは土木部を解体しますので1,200平米余、それから、耐震改修で720平米が減ると。警察本部も同様に783平米が減りますので、全体で2,765平米の面積減少ということになります。この狭隘化をカバーするために、新たな民間の庁舎の借り上げということも必要になろうかと思っております。そういったことが、もう一段庁舎の分散化につながるのではないかとございまして。

それから、12ページの下の方に、先ほど申しました駐車場の不足、駐車場がつぶれるところが出てまいります。これで県庁舎、警察を合わせて56台ということになります。

それから、13ページに「新たな県民負担」ということを書いておりますが、表にしております。減少した面積の分を民間借り上げということになりますと、県庁舎で9,100万円、

警察本部で4,000万円ということで、1億3,100万円の新たな借り上げ費用が出てまいります。前回、現在2億円の借り上げがかかっておるということを申しましたが、これにプラスして1億3,000万円ということでございます。

さらに13ページの下の方でございますが、改修後、短期間で建替えの検討が必要になるということで、これはより本質的な問題になりますが、耐震改修を行ったとしても、その後、短期間での建替えの検討が必要になるということでございます。

この耐用年数の問題でございます。耐用年数の考え方、本日おいいただきました小松委員がご専門のところでございますが、一応整理をいたしますと、まず14ページに耐用年数の考え方を何通りか整理しております。まず、1)のところでございます。まず、工学的に推計する場合、日本建築学会のコンクリートの基準の強度ごとの耐用年数がございまして。これは平成16年、19年の耐震診断、両方の場合、県庁舎、警察本部とも18N/m²ということで、耐用年数65年の強度を満たしておるということでございます。

2)の統計的に推計をする場合に、2つ目の段落、固定資産税の台帳で見ると、建築から65年現存している割合は約10%、75年であれば約5%、平均は45年ということ。それから15ページの財務省の減価償却でいいますと省令で50年ということで、これを15ページの下の方に書いておりますが、総合的に判断をいたしますと、「県庁舎の社会的役割の重要性を勘案しますと、65年程度の耐用年数と考えることが妥当であろう」と。そうしました時に、耐震改修を実施したとしても、既に55年も経過しているということで、10年から15年後には建替えの検討が必要になるかということでございます。

それから、17ページに現地での建替えの問題でございます。これにつきましては、検討の経緯を再度ご説明しております。17ページの2つ目の段落でございますが、これは1回目の会議でもご報告いたしました。平成8年5月の県庁舎建設懇談会の提言では、「現在地を基本とするが、魚市跡地や行政区域を越えて新たな発想、あるいは警察棟の建設場所、仮庁舎の問題等、十分なる検討を加えて決定されることを希望する」ということでございました。

それから、平成9年の県議会の県庁舎特別委員会では、委員長報告で、「建設場所として長崎市の長崎魚市跡を建設候補地とする意見が大勢を占めた」ということ、「一方で県中央地域について、諫早市や大村市を建設候補地として推す意見もあった」とされております。

こういったことを踏まえまして、現在地、魚市跡地、諫早の総合農林試験場、大村の運転免許試験場等の検討がされ、前知事が「新庁舎の建設場所は長崎魚市跡が最適地である」という表明を平成9年9月にしたという再度の経過をご説明するわけでございますが、18ページをご覧くださいますと、この検討の中で現在地に建てる場合に次のような問題点を整理されております。

1つは18ページの上の方でございますが、現在地に建てる場合、現在の敷地が狭いということで仮庁舎が必要になってくると、この借り上げに多額の費用が必要になります。

2つ目には、現庁舎と同程度の仮庁舎は1カ所で集約が難しいと、分散した仮庁舎になりますと、この間、行政サービスが著しく阻害されます。

3つ目には、非常に狭いので建替え後においても同一敷地内に、行政棟、議会棟、警察棟の建設は形成上無理があるという課題を示されております。

なお、このうち(2)のところ、仮庁舎の借りに多額の費用が必要であるという点でございましたが、現時点で試算をしております。下の表がそうでございますが、仮庁舎で対応する場合、上が借りにビルで対応する場合でございます。試算の前提としては、単価的には今の日生ビルの単価とかを参考に、それから、県議会の議場につきましては、長崎市公会堂をお借りすると、そういった前提でLANの工事費等を含めて約4年半で74億円、それからプレハブを建設した場合、これは県有地を前提にしておりますので、用地は含んでおりませんが、83億円というような経費を試算したところでございます。

それから、19ページをお開きいただきたいと思っております。当時の平成9年以降の問題でございますが、現在の県庁舎に隣接する出島の復元整備事業というのが実施されておりました。現在地での建替えを検討するに当たって周辺のまちづくり、出島などの周辺のまちづくりとの調和を検討ということも出てこうようかと思っております。

ご承知のとおり、長崎市で復元整備計画を立てられまして、12年3月、18年3月、段階的に整備を進めてきておられます。現在は第2・第3段階の事業着手に向けて検討が行われております。

一方、現在の県庁舎もご承知のように、非常に歴史的、文化的な価値が高いということでございますので、出島としてのなごりをとどめております県庁舎敷地と出島との調和を図るべきという意見も受けているわけでございます。そういったことで、長崎市全体のまちづくりにも影響を与えるということで、現在地の建替えについては、このようなまちづくりの観点も課題の一つと考えるところでございます。

20ページ、21ページには、出島と県庁舎の位置図、市の短・中期計画の復元予想図、それから県庁舎が第3別館、第1別館、第2別館、それぞれ出島との位置関係で、残念ながらこの出島を分離しているような形になっている状況を写真にしているところでございます。

それから、22ページ、3つ目の魚市跡地の問題でございます。これにつきましても1回目でご報告をしました過去の経過がございます。繰り返しになりますが、まず平成9年の前知事の表明の後、県庁舎用地としての利用を前提にして、中ほどになりますが平成12年度に環境影響評価、14年度の漁港整備計画、15年度の公有水面埋立免許の申請、17年度から建設予定地の埋め立てということになっているわけでございます。この間、平成16年の3月、17年の12月には、長崎市議会においても、県庁舎用地の造成を目的とする埋め立てについて支障がない旨の議決をいただき、長崎市長からも埋め立て同意の回答をいただいております。この工事が平成21年度には完了するという点と、この工事費について総額46億円、19年度までに36億円を投じてきておるという経過を整理させていただいております。

一方、22ページの下の方にございますが、駅周辺において都市計画道路の浦上川線、漁港の再整備、九州新幹線の長崎駅部構想、JR長崎本線の連続立体交差、駅周辺の土地区画整理事業などが進められておりますが、それぞれ進捗が見えてきておるということで、新しいまちづくりが動き出したところでございます。

駅に隣接する魚市跡地の利用につきましては、駅とその周辺の土地利用が決まらない場合に、建物の施設計画、歩行者動線計画など、まちづくり全体の推進に影響を及ぼすということが考えられますということと、また、21年度に埋立工事が完了しますと3万平米に

及び用地が造成されるということで、長崎市の活性化のために、この広大な用地を未利用のまま放置してよいのかといった大きな問題も生じるであろうということでございます。

それから、24 ページ、魚市跡地の地盤についてのいろいろなご議論もありますが、平成 9 年当時検討がされております。27 ページに詳細な調査結果を掲載しております。基礎地盤と液状化について、平成 9 年の 6 月と 8 月に調査をしております。この 27 ページの調査結果の「基礎地盤について」というところでございますが、地表面から 20 メートル付近で凝灰角礫岩が確認されておいて、建築物の支持基盤としては適当であるということでございます。

先般、ご視察いただきました鹿児島県については、深さ 120 メートル付近までシラス、転石、砂ということで 63.5 メートルまで摩擦杭を打ったということございましたし、佐賀県については 100 メートルまでボーリングをしたけれども、岩盤が確認されなかったということで、41 メートルの摩擦杭を打ったと。熊本県については直接の基礎であったということございまして、この魚市跡地は 20 メートルということでございます。

それから、液状化についても下の方にございますが、地盤全体の評価としては液状化が生じる可能性はかなり小さいということでございます。なお、現在埋め立てを行ってある三角地については、液状化を生じない礫質の土を使用しております。

もう一点、高潮の問題につきまして 25 ページに整理をいたしております。下の図をご覧くださいますと、まず、岸壁が基準となる海面から 4.2 メートルでございます。これは過去の最大潮位、1976 年の 10 月でございましたが、これよりも約 70 センチ高い岸壁になっております。

なお、加えて地震の津波の被害を、この最大潮位時に、時を同じくして地震の津波が来たということを想定いたしますと、過去記録がある 1707 年の宝永地震、これが 1 メートル、1983 年のチリ沖地震が 1.15 メートルということで、敷地の地盤をさらに 1 メートルから 2 メートルかさ上げをするということとしております。

なお、地球温暖化による海面の上昇につきましては IPCC（政府間パネル）の第 4 次評価報告書によると、2099 年、91 年後に 59 センチという水位上昇を予測しておりますので、これも 1~2 メートルのかさ上げで対応できようかということでございます。

それから、この液状化の問題につきまして 29 ページでございますが、平成 9 年の調査の中で、具体的な工事の内容とか、工事費の積算が行われておりませんでしたので、今回新たに調査をしたところでございます。29 ページの下に、まずどういう地震を想定するかということがございます。平成 9 年は中規模程度の地震動ということで、50 年に 1 回程度、150gal というのを前提にしております。今回は大規模、500 年に 1 回程度ということで 350gal というのを前提に工事を検討しております。

まず、その現状でございますが、28 ページの左側に図面がございます。上に平面図でございますが、ピンクのところは今度埋め立てる三角のところでございます。青と黄色のところは今あるところでございますが、赤の点々が何カ所かございます。ここがボーリングをしたところございまして、これを縦切りにした図が下の図面の方にございます。この縦切りは 5・6・3・4 の地点をブルーの線で引いておりますが、ここを線切りにしますと液状化が起こりやすいと言われておりますのが、若干色が薄いですが、緑色の B 2 という地点、3 から 4 にかかって広がっております。それから、5 のところで細かいりの

ように若干出てきております。それから、A S 2、A S 1のところは黄色のところですが、5と4のところに出てきております。ですから地点を限って言うと、この4のところが一番条件が厳しいということで、仮に全体が4のような条件であったならばということで工事を検討いたしました。30ページでございます。

工事につきましては、全体が4であったと想定した時に、必要な基準を満たすためには直径70センチの砂杭、31ページの右の下にございますが、これを深さ13メートル、1.9メートルの間隔で施工すると。工事のイメージについては31ページの例がございまして、こういう工事をいたしますと、30ページの下の方でございます。現状では、このP L値というのが液化危険度でございますが、現状では液状の危険度がかなり低いけれども、改良後であれば50年に1度の地震であれば0.0ということで危険度はかなり低い。改良後であれば、500年に1度の地震でも危険度が低いということで対応できるということでございます。

この場合、幾らかかるかということが32ページにございまして、想定される一番厳しい条件をクリアする前提で約5億円という試算をしております。今申しましたように、液化の地層は一部でございますが、全体を想定してやっておりますので、最大値の想定ということでございます。

以上、まず、県庁舎の整備方法について報告を申し上げます。

○総務部長 続きまして、私の方から 本県の財政状況についてご説明をさせていただきます。資料6をご覧くださいと思います。

県の財政状況を考えます時に、一般の家庭経済と全く同様でありまして、毎年の収入と支出の状況、いわゆる稼ぎに見合った支出が行われているかどうかというフローの分析、また、そうした分析にあわせて財政運営の結果、借金や貯金をどれくらい抱えているかというストックの面からの分析が必要になってくるのではないかと考えております。

まず、1ページ目にはフローの面からの分析をいたしております。県の財政状況につきましては、歳入、いわゆる稼ぎの面では非常に産業構造に偏りが見られる、あるいは県民所得が低いということなどから、県税など自前で調達できる財源が乏しく、特に地方交付税や国庫支出金など、国からの仕送りに多くを依存するという極めて弱い財政構造となっております。

これに対しまして、歳出の面では、離島や半島を多く抱える、そしてまた、県域が非常に広いといった地理的な特殊性から行政コストが割高となる傾向にございます。また、今後は、高齢化の進展に伴いまして社会保障関係経費の急激な増大が見込まれているところでございます。

しかしながら、これまでのところ、毎年の決算収支につきましては、ずっと黒字で推移してまいっておりまして、赤字を計上したことはございません。したがって、非常に厳しい財政状況にありながらも、健全な財政運営に努めてきたということが言えると思います。

それでは、ストックの面からどうだろうかという分析でございます。2ページをご覧くださいと思います。毎年の借金である県債につきましては、できるだけ将来の負担が過大とならないようその発行の抑制に努めますとともに、県の負担が少しでも小さくなりますよう地方交付税等の財源手当がある有利な県債の活用を努めてまいりました。その結

果でございますが、3ページ一番下の棒グラフをご覧いただきたいと思います。

県債の残高でございますけれども、この斜線で囲っております部分が臨時財政対策債でございます。これはまた後ほど特殊要素がございますので、この臨時財政対策債を除いた県債残高の推移をご覧いただきたいと思いますが、平成14年の9,454億円をピークに順次減少する傾向で推移しつつあります。また、返済に要する元利償還金であります。一番右の端に物差しを置いておりますけれども、その約6割は地方交付税等で財源手当がなされております。したがって、県の実質的な負担となりますのは約1兆1,000億円の4割と、4,000億円前後にとどまるものと考えております。

一方、また、償還に要する経費、公債費による財政負担の度合いを示します実質公債費比率の状況であります。この3ページの真ん中の段の左側の表をご覧いただきたいと思います。平成19年度の本県の実質公債費比率は10.9%となっております。全国では低い方から5番目、九州では一番低いという良好な数字を示しております。また、その右側のグラフをご覧いただきたいと思いますが、財政規模に対する県債残高の割合も全国平均以下となっているところでございます。

なぜ、この公債費の残高の中から臨時財政対策債を除くかと申しますのは、2ページの欄外に印で記載しておりますけれども、本来であれば、この臨時財政対策債は地方交付税という形で、毎年、現金の形で国から支給されるべきものであります。しかしながら、国の財政が厳しい状況にありますために、とりあえず地方に借金をさせておいて、後年度において、その元利償還金の100%を国が負担するという性格のものでありまして、元利償還金はすべて国の方で負担されるという性格でありますため、この数値から除いているところでございます。

まとめの部分でございますが、2ページ一番下の段落をご覧いただきたいと思いますが、つまり、他県と比べますと、自前の収入は少なく、非常に脆弱な財政状況ではありますけれども、反面、過大な借金もまた抱えておらず、将来に負担をかけない、身の丈に合った財政運営に努めてきたとすることができるのではなかろうかと考えているところでございます。

しかしながら、そうであれば、ついこの間、本県は財政状況が非常に厳しくて、財政再建団体に転落する可能性もあるというような新聞報道があったと、あれは一体何だったのかというようなご疑問もおありのことと思います。

4ページをご覧いただきたいと思いますが、その最大の要因は、この間実施されました三位一体の改革に原因がございます。国の財政が危機的な状況に直面する中、平成15年度から平成18年度にかけて、「三位一体改革」と呼ばれます地方財政システムの見直しが行われてまいりました。

まず、国庫支出金の削減が行われまして、これと身代わりにして国から地方への税源移譲が行われました。所得税を減らして地方住民税を増やすという税制改正が行われました。また、これにあわせまして地方交付税の見直しが行われまして、総額が厳しく抑制されてまいりました。こうした結果、地方交付税等が大幅に削減をされまして、特に本県のように税源に乏しい、そして地方交付税などの依存財源の割合が高い地方自治体は、まさに危機的な状況に直面することとなってまいりました。

この三位一体改革の本県財政への影響状況は四角の中をご覧いただきたいと思いますが、

この間、国庫補助負担金が 342 億円削減されました。これに対して、具体的に本県に移譲され、課税できた税源は 155 億円にとどまっております。これは、いわゆる税源が偏在するという一つのあらわれでございます。これとまた同時並行する形で、地方交付税が 306 億円削減をされました。こうした三位一体改革によりまして、単年度の収支で 450 億円以上の財源がなくなってしまうという非常事態に直面してきたわけでございます。すなわち、これまで国からの仕送りがあったんですが、それが大幅に減額されるという状況になったわけでございます。

こういう危機的な状況に対して、これまで本県がどのような対応を行ってきたかということですが、6 ページをご覧くださいと思います。こうした危機的な状況に対処し、将来にわたって持続可能な財政の健全性を維持するために、県では 3 次にわたる収支改善対策を講じてまいりました。平成 17 年から 21 年度にかけては、総額 469 億円の収支改善対策を講じてまいりました。さらに、平成 18 年度から 22 年度にかけて 155 億円の歳出削減を目標とする「行財政改革プラン」に取り組んでおります。さらに、それでも交付税の減額に間に合わないということで、今年度から新たに収支構造改革に取り組み、165 億円の収支改善に努めることといたしております。実にこの 6 年間で 789 億円の収支改善対策を講じてまいりました。

しかしながら、こうした非常に厳しい取り組みを行っていても、引き続き国の地方財政対策が厳しい状況になれば、これは直ちに、また、危機的な状況に直面するわけがあります。こうした危機的な状況は、本県のみならず、財政力の弱い多くの県に共通する課題でありますことから、九州知事会、全国知事会、あるいは地方関係団体とも連携をいたしまして、この間、国に対する強力な要望活動を展開してまいりました。地方交付税の復元、あるいは地方税財政制度の充実強化について要請を重ねてきたところであります。

その結果であります、その下の線で困っておりますが、一転、今年度に至りまして、国による地方財政対策に改善策が講じられることとなってまいりました。

まず 1 点目の「・」であります、都市と地方の税収偏在の是正に向けて、特に財政力の弱い地域に重点配分する地方交付税の特別枠が設けられまして、約 4,000 億円程度の「地方再生対策費」が創設されることとなりました。これに伴いまして、本県でも数十億の増収効果が得られております。

一方また、特に偏在性が高いとされております法人事業税の一部、約半分に近い額を一旦国に移しまして、それを人口、従業者数等に応じて都道府県に再配分する「地方法人特別譲与税」というのが創設されることとなりました。これによりまして、これまでずっと数力年にわたって続けられてまいりました地方交付税の削減に一定の歯止めがかかることとなったところでございます。このようなことから、当面、財源調整のための基金の確保、並びに持続可能な財政の健全性の維持を図ってまいりますことは可能ではなかろうかと考えているところでございます。

こうした状況の中、県庁舎の建設について財政的な側面からどう考えるのかということですが、7 ページをご覧くださいと思います。本県では、長年の課題であります県庁舎の整備に必要な財源を確保することを目的に、平成元年度から県庁舎建設整備基金の積み立てを開始してまいっております、これまでに 368 億円が確保されております。これは昭和 63 年当時、県議会等において非常に議論が交わされまして、基金創設が求め

られたところでありまして、平成元年の第1回議会で条例が議決され、以来、厳しい財政状況の中で積み立てを重ねてまいった基金でございます。具体的な庁舎の建設整備に当たりましては、今後の社会経済情勢の変化等を考慮しつつ、一層の行政コストの削減、あるいは組織のスリム化等を前提に、さらなる事業費の圧縮に力を注いでいくべきであると考えておりますけれども、こうした基金を有効に活用させていただければ、今後の財政運営に過度の負担をかけることなく、県庁舎の整備は可能ではなかろうかと考えているところでございます。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

次は、道州制の問題ですね。

知事公室長 引き続きまして、第1回の懇話会においてご議論がありました何点かについて、引き続きご報告を申し上げますが、そのうちの一つが道州制の動向でございます。資料7ということで整理をさせていただいております。

「道州制」という言葉が論議をされておりますが、まず、具体的に道州制とはという定義でございます。現行の都道府県制を見直して、10前後のブロックに再編しようとするものということでございますが、特に2つ目の「・」にございますが、国の役割を外交、防衛など国でなければ行えないものに重点化すると、その他の事務・権限については、できるだけ道州や市町村、地方に移すということでございます。

それから、都道府県の事務は、大半は基礎自治体である市町村に移すということでございます。このことによって、国の機能の強化、地方の活性化を図っていこうということでございます。

よくございますのが、合併でございます。道州制と都道府県の合併というものは、本質的な違いがございますので、その点を整理しております。

基本的考え方はご覧のとおりでございますが、2番目の権限・事務について、道州制の場合、国から地方に、都道府県から市町村に権限や財源を大幅に移譲するというところでございますが、都道府県合併でありますれば、現行のとおり複数の都道府県が合併することにとどまるものでございます。

それから、備考の欄に書いておりますが、備考の2つ目の「・」でございますが、そういったことで道州制の場合、国と地方の役割分担が大幅に見直されますので、中央省庁の解体再編、国の出先機関の廃止、税財政など国全体の抜本的な見直しを伴うということでございます。

それから、2ページをお開きいただきたいと思います。どのような議論をされているかという状況を簡単に整理をしております。

まず、国は、平成18年の2月に、第28次の地方制度調査会で「道州制の導入が適当と考えられる」と、それから国の役割の問題、地方公共団体の役割の問題をそこに書いてるように整理をしております。

それから、「道州制ビジョン懇談会」、これは担当大臣の私的な懇談会でございますが、20年の3月に中間報告が出されまして、「国の役割の限定、地域の主権」、それから「平成30年までに道州制に完全に移行すべき」という中間報告がされております。

いわゆる今年の骨太の方針では、「国民的議論をさらに深めて、ビジョン懇において引

き続き検討を行う」ということにされております。

九州におきましては、「九州地域戦略会議」ということで、印に書いておりますが、知事会と九州の主要経済団体の共同で設置している機関でございますが、18年の10月に、「わが国の将来のために道州制の導入は必要である」、「地方のことは地方が決める分権型社会の実現を目指す」といった答申が了承されております。

さらに、第2次の道州制検討委員会で、道州制の「九州モデル」というものを策定しようということが続けておりますが、このほか、政党、経済界、全国知事会などでさまざまな議論がされております。

3 ページは、道州制の実現に向けてでございます。こういった道州制につきましては、県議会におきましても地方分権の推進、国の機能強化ということで自立した地域経営にも有効であるという認識を県としても示しているところでございますが、まず、道州制が、先ほど申しますように大きな国全体の改革ということで、多岐にわたる課題を十分議論して制度設計をつくる必要があるということでございます。

課題の例として書いてありますが、もちろん道州の区割り自体をどうするのかとか、州都をどうするのか、そういった問題も当然あるわけでございますが、より大きくは、まず国と地方の役割分担をどうするのか、関連して国会のあり方、中央省庁の解体、再編、地方支分局、そういった国の組織機構の問題があろうかと思えます。同時に、税財政のあり方、今、非常に厳しい地方財政の中で、ここをどういう制度設計をしていくのか。それから大都市圏、市町村の役割のあり方、市町村の財政基盤をどうやって充実していくのか、住民自治、市長、議会議員の選出方法、選挙区等をどうするのか、条例制定権をどうやって拡充していくのか、そして、道州の組織機構をどのようにしていくのか。例としてもこういった検討が必要であるということでございます。

それから、中ほどに書いてありますが、当然政府や国会のリーダーシップ、国の主体的な取り組み、最後に下段の方でございますが、国民の十分な国民的議論の積み重ね、国民の合意形成ということも当然必要になってまいります。

こういったことを踏まえて4 ページでございます。

それでは、この道州制と庁舎整備の関係をどのように考えればいいのかということでございますが、まず1 点目、その道州制実現の時期と県庁舎の課題の問題でございます。アに書いてありますが、道州制が国全体の国家的な課題ということで、今申し上げましたような整理には、やはりなお相当の期間が必要ということが考えられるところでございます。さらに、具体的な行政組織を検討することになりますと、そのような役割分担の議論の後に制度設計がつけられて、それを踏まえて検討されるということで、道州政府の庁舎配置までには、なお先の時期になるのではないかと予想されるところでございます。

その一方で、現在の県庁舎、警察本部には、これまでに申し上げましたような課題があり、特に耐震化の問題、地震の問題については、耐震診断で倒壊・崩壊の危険性が高いということで、防災拠点としての機能の問題が喫緊に解決が求められております。こういったことから、道州制の基本的な制度設計の整理を待って庁舎の問題を検討するということについては適当ではないのではないかと考えるところでございます。

それから、5 ページ、権能の問題と地方行政の拠点の確保の必要でございます。

まず、アのところに書いておりますが、今まで申し上げましたように、道州制については単なる合併ではございませんので、地方の権能、組織、仕事が大きくなってまいります。それは、国から道州に、あるいは市町村に、さらには都道府県から市町村にということで、国の権能、組織が小さくなる一方で、地方としては現在より大きな仕事をするということになります。

イのところでございますが、その際、現在の都道府県が有する機能のすべてが州都に集約されるということは考えづらいのではないかと。むしろ、長崎県域にかかるものについては、道州の出先機関、あるいは基礎自治体が担うのかは別にして、導入後においても県内の拠点で処理されるということが自然ではないのか。あわせて、県内に多くの国の出先機関がございます。長崎市内だけでも 36 の出先機関がございますが、やはり相当程度はこの性格からすると県内に置く必要があるのではないかと。その場合は、その統合ということも考えられるのではないかと。

ウのところでございます。さらに、県が道州制によってなくなったとしても、例えば警察のように、148 万県民の安心・安全、暮らしに直結する分野については、あるいは地域の活性化を担う拠点については、引き続き県内に置かれるべきではないのか。

以上のようなことを考え合わせると、引き続き拠点となる施設について、一定の規模が必要となる可能性が高いのではないかとということでございます。もちろん、道州制の制度が固まっておりますので、庁舎の役割について確定的なことは不明でありますけれども、大事なことは将来において柔軟に対応できる形で施設の整備を図ることということでございます。こういったことでは可能であり、あらかじめ想定した設計をするということが大切であると考えているところでございます。

なお、6 ページに書いておりますのは、九州地域戦略会議の議論の中でも特に議論がありますのが、そもそも東京の一極集中ということが問題になっている中で、イのところでございますが、道州制においても、州都とか、道州の中の大都市に新たな一極集中が生じるということは避けなければならない。そういった目指すべき姿を先取りして、長崎を多極的な九州の局の一つとするために、その中核となる公的な機関の受け皿といったものは必要ではないのかということも、これは九州地区戦略会議の考え方からもこういうことは出てくるのではないかとということをお示ししているところでございます。

道州制については、以上でございます。

会長 ありがとうございます。

次に、学校の耐震化について。

総務部長 学校の耐震化の状況等について、資料 8 に基づいてご説明させていただきます。

申すまでもなく、学校といいますのは、児童生徒がその一日の大半を過ごす生活の場にありますとともに、地域の皆さんの緊急避難場所にもなってまいりますことから、安全で安心できる施設を確保することが急がれております。現在の耐震化の状況については、そこにお示ししている表のとおりでございますが、特に市町立小中学校の耐震化率が非常に遅れているという状況でございます。これまでの取り組みの状況、さらに今後の方針でございますが、まず、県立学校につきましては、平成 7 年の阪神・淡路大震災を教訓にいたしまして、県内のうち震度 6 強の被害が予想される島原半島内の高等学校、あるいは児童

生徒の避難が難しいと考えられる特別支援学校の耐震化を特に急いでまいりました。

しかしながら、平成 17 年には、福岡西方沖地震が発生し、これまで大規模な地震が少ないとされてきた地域で発生した地震でございました。

このことから平成 18 年度からは、すべての県立学校施設を耐震化することを目標として掲げ、県立学校耐震化推進事業を実施してまいったところでございます。この事業は平成 27 年度までに完了しようという目標のもと取り組んでまいりました。現在までに特別支援学校の耐震化については、ほぼ完了しつつある状況でございます。

しかしながら、その後も大規模地震が頻発し、さらに学校施設の耐震化を急ぐ必要が出てまいりました。そのようなことから、従来の 27 年度の目標を前倒しをいたしまして、平成 24 年度までには耐震化を完了したいと考えているところでございます。

具体的には、県立学校施設 677 棟のうち耐震性が確保されていない 259 棟について、平成 24 年度までに耐震診断、設計、補強工事を行いまして、耐震化を完了することといたしております。

一方、市町立学校の状況でございますけれども、本県では、非常に大規模な地震の発生が少なく、地震に対する危機意識が低かったこと、あるいはまた、財政的な問題などによりまして、市町立学校の耐震化は大変遅れてまいっております。しかしながら、それぞれの事情を抱えながらも、平成 19 年度にはすべての市町で学校耐震化計画が策定されまして、計画的な耐震化に対する取り組みが進められているところでございます。

後ほど表をご覧いただきたいと思いますが、県内の市町の中でも、耐震化率が既に 90% を達成している町もありますし、また 3 割に満たないという団体も見られるなど、相当の団体間のばらつきが見られるところでございます。

一方、このような中、国の方では、今般の大規模地震の頻発に伴いまして、さらに学校耐震化を加速するために補助制度が拡充されたところであります。大規模な地震で倒壊する可能性の高い施設、具体的には I s 値 0.3 未満の施設が対象となってまいりますけれども、こうした施設につきましては、従来の補助率 2 分の 1 をさらに 3 分の 2 に引き上げるということになりました。こうした措置に伴いまして、市町村の実質負担は、これまでの約 31% から 13% に軽減されることとなってまいったところでございます。

こうした動きを受けまして、県では、各市町長、あるいは教育委員会、防災担当部局、財政担当部局に説明や要請を行うなど、あらゆる機会を通じて耐震化の促進についてお願いを重ねてまいったところでございます。

3 ページをご覧いただきたいと思いますが、こうした要請の結果、各市町においては、現在、策定しております耐震化計画をさらに前倒しして実施することとし、平成 22 年度までに耐震 2 次診断をほぼ完了するというにされたところであります。また、あわせて、文部科学省の推計によりますと、県内で約 336 棟ほどあるのではないかと推計をいたしておりますけれども、I s 値 0.3 未満の震度 6 強で倒壊する可能性が高い施設については、これを含む 566 棟の耐震化を 22 年度までに完了するという計画の推進に取り組むことといたしているところでございます。なお、この計画が一定順調に進捗を見ますと、平成 22 年度には耐震化率 6 割を超えてくるのではなかろうかと考えているところでございます。

以上でございます。

会長 次、 江戸町の歴史についてお願いします。

知事公室長 それでは最後に、「江戸町の歴史について」説明いたします。

前回の懇話会で、この江戸町には歴史的な背景がある、なぜこの場所に県庁舎があるのかということをお話で説明をするようにということでございましたので、整理した資料を資料9ということでご報告を申し上げたいと思います。

資料9、江戸町の歴史についてでございます。

1ページでございますが、ご承知のように、県庁舎の変遷につきましては、1571年、戦国時代末期にイエズス会が「サンパウロ教会（岬の教会）」を建設したことに始まりまして、江戸時代には「長崎奉行所西役所」、幕末の「海軍伝習所」、西役所内の「医学伝習所」といったことを経て、明治2年に「長崎県庁」ということになったわけでございます。

県庁舎につきましては、明治7年に開庁されまして、その後、明治9年、明治44年ということで建設をされてまいりました。1ページの右下の表が明治44年の庁舎でございます。昭和28年に現庁舎となったということでございます。

3ページには、「岬の教会」、これは「旅する長崎学」の資料からイメージ図をお借りいたしております。

それから、4ページ、これは江戸時代でございますが、出島の絵がございます。「長崎奉行所西役所」、それから、右下は「海軍伝習所」、それから「海軍伝習所」の中に、安政4年には「医学伝習所」が始まったということ。

それから、5ページにまいりますと、明治から昭和にかけて、先ほど申しました県庁舎の建物の変遷と、昭和20年8月には、原爆によりまして県庁舎が焼失をしたわけでございます。

そして、6ページに現在の県庁舎ということで、この県庁舎については、それぞれ写真を1から5までの方向で撮っておりますが、が第三別館、大正12年、の本館、昭和28年、の第二別館、昭和34年、の第一別館、昭和42年、の公用車の車庫ということで順次建てられてきたわけでございます。

これが先ほども申しましたが、残念ながら出島との間の壁になっているわけでございますが、7ページに長崎市の出島和蘭商館跡の復元整備計画の経過を書かせていただいております。平成18年までの経過が上段、それから復元整備計画の概要を中段に書いておりますが、平成18年に短中期計画の第1段階は完成され、短中期の整備計画は平成8年からおおむね15年で実施される予定ということで伺っております。

8ページでございますが、現在の県庁舎は歴史的な背景があるというご指摘でございましたが、そのとおりでございます。その名残りが残っております。番が川沿いから、スタンドの方から見た写真、それから番が江戸町公園、番も同様でございます。番が大波止から見た写真、あえて西役所を残したということで、出島を監視する役割があったと伺っておりますが、その名残りが残っております。

それから、9ページにまいりますと、その前ページの名残りでございますが、出島から見た場合に、奉行所としてのそういった輪郭、これは残念ながら現状では県庁舎が遮っている状況になっているのではないかと。第一別館、本館等でこういう写真の状態になっております。

それから、10ページでございますが、逆に今度は西役所から出島を見下ろした風景でございます。左の一番上が公用車の車庫、それから第一別館、第一別館と第二別館の車庫、

いずれも県庁舎から出島を見たところでございますが、本来であれば、下の表にあるように、出島の様子が見えるべきところが、こちらの奉行所跡からは見えないという状況にございまして、いずれにしろ、出島周辺の貴重な歴史まちづくりに配慮する必要があるのではないかと。

11 ページでございますが、同様に地域のシンボルということで、これは小樽市の例でございますが、地域のシンボルとして運河の埋め立て計画、左の下の方の現況に対して、昭和 41 年に埋め立ての計画がございましたが、20 年余りにわたって保存運動をし、昭和 61 年から順次整備を進めてきた小樽市の場合でございます。このような整備がされて、現在、年間約 500 万人、61 年の整備が始まったころからすると、小樽市全体で 740 万人ということで、3.9 倍の増加があるということでございます。

ちなみに出島では、現在 39 万人の観光客というふうになっているところでございます。ご指示がありました資料について整理をしたものでございます。よろしかったでしょうか。

会長 ありがとうございます。

一応説明が終わりました。時間も 2 時半近くでございますので、ここで 10 分程度休憩し、2 時 40 分から再開いたしたいと思えます。

しばらく休憩いたします。

(休 憩)

会長 それでは、お揃いのようにございますので、再開させていただきます。

ただいま、事務局の方から 5 項目についての説明がございましたが、皆さん方からこれに対しますご質問なり、あるいはご意見等はございませんでしょうか。

委員 第 1 回の懇話会の後、現在の県庁舎及び県警本部を見せていただきました。その後、鹿児島、熊本、そして佐賀と見たわけでございます。いわゆる安全・安心、そして機能性の追求、そして、堅牢な県庁舎ということを見ると、どうしてももう建替えなきゃならないということは、皆様方既にご承知おきのことと思えます。したがって、現在地で耐震補強をするか、あるいは現在地で新築するか、あるいは魚市跡地にするか、あるいは、この間 5 つの市の市長さんから県央という話が出てまいりました。もういわゆる建替えということで、候補地を絞っての今後の討議を進めていったらいかかと、このように考えますので、一応、意見を申し述べさせていただきます。以上です。

委員 3 県庁舎を視察させていただいての直感するところの私の考え方でございますけれども、この会は、ここで意見統一を見てのものであるのか、今、委員がおっしゃったように、もう前提とか何とかじゃなくて、とにかく一歩進んだというふうには受け止めましたが、そのような会であるのか。

私も、3 県庁舎を視察させていただきました。本当に長崎県はみっともないなということは、鹿児島県に行ってびっくり、18 階。それから熊本県に行って、16 階でしたか、間違っていたらご訂正ください。それから佐賀県が 11 階、我が県は 6 階。

その中で、私は勉強不足でしょうか、長崎県しか知らなかった私ですので、警察棟と行政棟と議会棟の 3 つがあるということは驚異でございました。本当に長崎県というのは、ここだけしか知りませんでした。だからこのようなものかと思っておりました。そして、その中身一つ一つを見ますと、本当に最新式の機材、器具が揃って、そしてこれで県民が

安全・安心の綱ともいふべきところの警察棟の問題を見まして、ああ、これかなと、長崎県は一体どうなっているんだろうかというふうなことをもろもろ考えました時に、一日も早く、県民の一人として安心と安全な場をつくっていただきたいと、つくりたいということが本当の願いでございました。

そして、最近、このような会議ではございませんけれども、ほかの場で私の会を設けてまいりましたところ、とにかく一日も早く新庁舎にしないと、地震はいつあるか限らない、そういった点でどうなるのかと、長崎県は安心して安全な暮らしはできるのかというふうなことでございました。

長崎県の庁内に入ってみますと、一つの物事を済ますのに、私はここだったけれども、もう一つ行かんばいかんとやろうかというふうな、同じ要件を済ませるのにも、とにかくあちこちに行くようなことで要件を済ませる。しかも、そして信号等を越えて行ったりというようなこと、まさしく警察棟がどこにあるのかわからない。そんなところで本当に不安を抱いた毎日という生活があるわけでございますので、とにかく何としても、命の綱である長崎県のこの本庁は、行政棟、警察棟、議会棟の3つを同じ敷地内に、県民が苦勞しないように、安心してどこでも行けるような県庁の建物であってほしいということを切望したいと思います。よろしく願いしたいと思います。以上でございます。

会長 ありがとうございます。

ただいま、お二方から、やはり県庁については、改修、あるいは移転をしなければならぬと、安全・安心のためだという話がございました。これは追々ずっと議論をしてまいりますけれども、先ほどの審議事項の5項目については、よろしゅうございますか、ご質問等はございませんか。

委員 ちょっと伺いたいんですけれども、まず質問が1点と、それから私の意見をその後と言いたいと思いますが、警察本部の建物はいつ建てられたのでしょうか。

知事公室長 警察本部は昭和29年でございます。

委員 いいえ、新館の方です。

総務部長 警察本部の一部が入っている新別館のご質問だろうと思います。平成7年に建設されたものと記憶をいたしております。

委員 どうして質問したかといいますと、多分、この新庁舎の整備方法についての3ページですが、警察本部の新館のI s値が0.46となっておりますので、ちょっと疑問に思ったんですよ。官庁施設の総合診断計画基準というのが、伺いましたら平成8年ですか。その1年ぐらい前なので、もう少し耐震について考慮されていたんじゃないかなと思って質問いたしました。

もう一つは、私の意見ですけれども、財政についてなんです。本県の財政状況についてということでご説明を受けましたが、実は、これは私の記憶違いかもしれませんが、日本の国は、国の債務を国民1人当たり、2年前だと思いますが、780万円持っているという記憶を持っています。それと、その中には多分、この県の負債は入っていないと思うんですね。国の負債だと思っただけです。それに今度は県の負債が県民1人当たり、最近の新聞報道によりますと75万円。多分、長崎市に住んでいる人間は、それに市債が入ってくると思います。そうしますと、赤ん坊も含めて1人当たり約900万円ぐらいになるのではなからうか。今、家族の平均世帯が2人、あるいは2.5人としましても、1軒当たり1,800

万円以上の負債を抱えているんですよね。

先ほどの総務部長のお話では、家庭の経済と同じだとおっしゃいましたが、1,800万円以上の負債を抱えていて、新居を建設できるかと。家庭に置きかえましたらとてもできない状況にあると思うんです。

ただし、私も今の庁舎がこのままでいいとは思っておりません。できましたら、少なくとも今の基金内でできる庁舎にさせていただきたい。以上です。

総務部長 確かに、今の国民の負債の状況といいますと、ご指摘があったように1人当たり700万円、800万円の負債の状況になっているのだろうと考えております。

今回、私どもの方から説明をさせていただきましたのは、それとは別に県の負債の状況、先ほどご指摘がありましたように、県単位で考えますと、大体全国1人当たり62万2,000円程度の借金の残高を抱えております。もちろん、市町になればまた、市町会計レベルでの負債がまたあるでしょうから、それを合算いたしますと、まさに1,000万円を超える負債の状況になってくるのではなかろうかと考えているところでございます。

会長 よろしゅうございますか。

知事公室長 先ほど警察の新館の話がございました。ここに書いております新館といいますのは、警察本部に2つつながって建っております本館の右側の部分、昭和49年8月に建った部分でございます。ちょっと色が違って、右側に見えている部分でございます。

会長 よろしゅうございますか。

委員 お二方から、本当に長崎の県庁舎はぼろだということと、耐用年数がきているという観点からのお話がありましたが、私は、いろいろな観点からでも、それでも耐えて節約しなければならない。それと、財政的というのは、固く財政的なことということで申し上げるつもりではありませんけれども、本当に今の長崎県というより日本を含めて、そんなに移転新築とかということでお金を使っていったいいのかというふうに思います。

確かに今の県庁も見学させていただきました。新しい鹿児島とか、熊本、佐賀を見学させていただいたら、やっぱり私といえども「素晴らしい」と思います。しかし、やっぱりどうしたらここで知恵を働かせて、お金を膨大に使わない形で、県庁に働いていらっしゃる人たちが満足される、そして誇りに思える庁舎をつくれぬのだろうかということ強く思います。

佐賀に行きました時に、やっぱりお城の跡地、そしてお堀に囲まれたところで、佐賀の県庁の職員の皆さんたちが非常に誇りに思って、私たちの視察団に対してお答えになっていらっしゃったことは非常に印象に残ります。

この場所は、ちょっと文化的なことに、江戸町というこの場所というのは、先ほどから説明も多少ありましたけれども、非常に由緒のあるところです。私たち長崎市民はついつい、文化的なもので、特におくんちとかと言うと「くんちばか」みたいに言われますけれども、やっぱり県庁というのは私たちにとってみれば、県庁城下町で町民が広がっていったわけです。西役所の跡であり、本当にこの長崎の街は、県庁のこの小高い丘、岬を中心に街ができてきた。本当にそういうふうに歴代つながってきた思いがあるんです。

江戸町の古老の方とお話した時に、「私たちはこの県庁を守るために、防火区画帯として自分の家を壊して、防火区画帯の空間をつくったんだよ」と、「やっぱり動いてほしゅうなか」と。「今度、もし会議とかで、自分たちのエリアのところを取りざたされるよ

うになったとしたら、江戸町の間、いや、ここら辺の間は、県庁が動かないためだったら、自分の土地でも、そして公園も、公園法がどうだこうだという詳しいことは知りませんが、そういうところすら、我々としては話し合いに乗る」というぐらいのことまでおっしゃいました。それくらい、やっぱり県庁城下町意識というのは高うございます。確かに設備的なものの古さは、私といえども認めます。しかし、そこにどうやったら現地で耐震、もしくは建替えということで、やっぱり住民と、そして長崎のこの旧市街の高い市民意識、やっぱりここに県庁が、そして役所があったことによってつくり上げられた高い市民意識というものを忘れないようお願いしたいと思います。

会長 ありがとうございます。どうぞ。

委員 私も、この3県、鹿児島、熊本、佐賀を見てまいりまして、なるほど長崎県のこの庁舎がいかにお粗末だったかということ、非常に実感として私も感じ取ってきたわけでございます。

基本方針として、あるべき姿、必要とされる規模、機能とか、いろいろと見てまいりましたけれども、やはりこれから県都長崎、道州制はいずれまた出てきましょうけれども、これから50年、100年先を見た場合に、もっとすばらしいものができるんじゃないかなと。

なるほど、耐震構造で平成16年に、震度6では非常に危険家屋であるということが指摘されておりますので、果たして現在地にこれが130数億円をかけて、価値があるものかどうか。果たして駐車場をそれなりにとれるかどうかというようなことで非常に疑問点も多うございます。

そういうことで、財政も非常に厳しゅうございますけれども、これまで何年もかかって基金も300数億円積んでこられたことだし、ある程度のめどは立っております。

そういうことで、先ほどおっしゃいましたように、こちらで私は、新天地、いわゆる旧魚市跡地に向けて論議をするべきではないかと、このように私は決意を示しておきたいと思っております。以上です。

委員 私は、第1回のときに、ぜひ江戸町の歴史をとということで、資料請求を事務局にお願いしました。

やはり私は、長崎ですと生まれ育っているものだから、長崎県庁がこの江戸町にあるということは非常に誇りに思っております。そして今ここで、この江戸町から県庁を移転させると。

私は熊本を見て、長崎県庁が非常に大変な状況にあるということによくわかっているんですけども、でも私たち大人が、次の子どもたち、次の世代に県庁がここにあるという、この経緯をしっかり踏まえて、そしてやはりこの県庁をここに残すということはとても大事なことではないかなという気がしております。

それで、今、財政のことも・・・委員からご意見などが出たんですが、男性と女性の経済的感覚が違うのか、家計と同じでと言われた時に、私はとんでもないと、家計はもっと借金をなくして、いかにやりくりしていくかというので真剣勝負だと思うんですね。そうなってくると、やはり私たちは国の負債を抱え、その上県の負債も抱えとなってくると、反対に県民がこれ以上の負債はというのは当然出てくると思います。

それで、今、この財政状況についてという7ページのところにまとめとして、「今後の社会経済情勢の変化や道州制の動向等を考慮する時、実際の庁舎建設に当たっては、行政

コストの削減や組織のスリム化を前提とすべきであり、さらなる事業費の圧縮に努めるべきであると考えております」というふうに行政の立場をここに示されているんですけど、私たち検討懇話会として、どういうふうにしたら行政コストが削減できるのか、そして実際の組織のスリム化がどういうふうになればスリム化になるかというシミュレーションをもうちょっと示していただかないと、方向性は文書に書くと3行ですけれども、実際にどのようなスリム化ができるのか、ちょっと見当が付きませんので、その辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。

会長 今のことは、いいですか、コストとスリム化のこと。

総務部長 行政コストの削減と申しますのは、いろんな経費がございます。

特に、組織のスリム化にかかわってまいりますと、職員数をどういう形で見直しを進めていって、より人件費の負担も少なくするかというような観点も必要になってくると思ひておりますが、この間、先ほどご説明申し上げましたように、3次にわたる行財政改革、収支改善対策に取り組んでまいりました。行財政改革プランだけでも実は県庁、知事部局職員300名削減をする。そしてさらに、収支構造改革で100名程度は削減を進めていこう、その時、その時に応じて具体的な目標を掲げながら、スリム化に取り組んでまいっております。

ここで、まだ見極めがつかないという部分がありますのは、道州制の動きがまだまだ読めないという状況でありますので、そういったことも念頭に入れながら、具体的な庁舎の検討を進めていくべきではなからうかというような考え方をお示したところでございます。

それから、先ほど国の借金も数百万円抱えて、それに上乗せして県の借金も抱えていると。確かに事実はそうでございますが、例えば国の庁舎の状況をご覧いただくとおわかりのとおり、実は国の出先機関の庁舎は、今、耐震改修に向けて具体的に建設が進められている状況であります。まさにそういう状況が長崎市内にもあるわけでありまして、そこから辺はぜひご理解をいただければと考えております。

知事公室長 若干補足をさせていただきますと、今後の審議の中で、審議項目としてお願ひしております中に、県庁舎のあるべき姿、規模、機能というのも一つの審議の項目になっておりますので、お尋ねのような点につきましても、次回以降、順次資料を準備しながら、たたき台的なものを出せればと思ひております。

会長 ほかにございませんか。

委員 2点ほど質問をしたいと思ひんですが、現庁舎の改修の場合、耐震改修の工事期間はどれくらいなんですか。その場合、例えば執務室を移動するとなると、その借り上げの費用というのはどのくらいになるのかというのが一つですね。

もう一点は、学校の耐震化の問題ですね。新しい県庁をつくるならば、学校の方に回したらどうかという県民の一部の声もあるのは事実なんですね。それで市町は、それぞれの学校の耐震化をしたいのはやまやまなんですが、何しろ財政事情が厳しいので、そこまで手が回らないということでしょうね。

それで、この資料にあります、それぞれ各市町の耐震化をする場合、どのくらいの費用がかかるのか、市町ごとのそういった具体的な数字がもし今日わからなかったら、一応、そういう数字を挙げていただきたいと思ひ、それから、先ほどの資料の中で補助率が

31%から13%に軽減されたとあるんですが、この中に県の補助とありますが、これに支援できる、そういった金額的なものとか率の問題、そんなところがちょっとわかりにくかったので、説明をお願いしたいと思います。

知事公室長 先ほどの耐震改修の借り上げについてでございますけれども、資料の10ページでございます。先ほど135億円と申し上げましたけれども、この中ほどに仮庁舎の借上費というのを上げております。ここに13億円という数字が入っております。これが借り上げに要する経費でございます。細かく申しますと12億4,700万円ということでございます。それぞれ細かく入れておりますが、借り上げ期間は大体30カ月から35カ月ぐらいというのを考えております。

総務部長 市町村の学校耐震化が、財政状況が非常に厳しいために進みにくいのではないかとというようなご指摘でございました。確かにこれまで市町村は、国の補助金を受けて耐震改修工事等を行ってまいっております。これまで国の補助金は、非常に危険性の高い学校を中心に大体2分の1の国庫補助金が支給をされ、具体的には、差上げた学校耐震化についての資料の後ろの方にカラー刷りの資料をつけております。右下に4と書いてある「国庫補助制度の拡充」という表を差し上げております。

従前は、ここに記載しておりますように、耐震補強工事に必要な経費の半分を国庫補助ということで補助金をもらい、そして残りは地方債、いわゆる借金で賄うんですが、その借金の半分が償還に当たって交付税で措置されるということになってまいります。したがって、純粋な市町村の負担は31%程度負担をすれば学校耐震化ができておりました。これが今般、国の補助制度が拡充をされまして、国庫補助率が従前の50%から3分の2、66.7%に引き上げられました。残余の部分については、9割相当分が起債で措置されまして、その3分の2もまた交付税で措置されるということになりましたので、実質、市町村が負担するのは全体事業費の13%程度負担をすれば耐震改修が実施できるということになりまして、大幅に財政負担が減少するということになってまいっております。

なお、これに対して県の補助等を検討できないのかというご指摘だろうかと思いますけれども、これはまだまだ今の段階では、耐震設計を実際にやってみないと全体の事業費は皆目わからないような状況であります。それぞれのケースに応じて耐震改修費用というのはいかなり動いていくものと考えております。

そしてまた、県の支援措置等については、やはり県も非常に厳しい財政状況でありますので、県自体、耐震改修を責任を持って取り組む立場でもございます。今後の動向を見極めながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

会長 よろしゅうございますか。

委員 今、いろいろと意見を聞きながら、座長に進め方についてお願いしたいのですが、もう改修すべきだというのは数字的に見てもそれは出ているのは事実なんですね。ただ、その方法を新築でやるのか、補強でやるのかという部分としての意見も含めて、皆さんお持ちだというふうに思うんですが、そのまとめ方は、今この説明された内容でびしゃっと、内容で質問とか意見とかは聞くなら聞くでですね、そうすべきだという意見は、それは取りまとめの意見ですから、そこら辺はもう少し慎重にお願いをしたいという気がいたしております。

その上に立って、まず、資料5の県庁舎の整備方法についてですが、もう既に魚市跡地

という部分がきているんですが、ここら辺の魚市跡地、県庁舎をつくる場所はそれなりの補強工事も含めて、埋立地としてできているでしょうけれども、道路も含めた周辺地区の耐震化については完璧になっているのでしょうか。耐震化の集中的な場所として県庁は新庁舎にすべきだという視点で話をされている部分があるので、あの周辺地区の道路等々も含めて、ちゃんと耐震化はオーケーしているんですよということやるんでしょうね。これが一つ。

それと 18 ページの に、現在地の敷地の狭隘さから建替えるにおいても同一敷地内に行政棟、議会棟、警察棟の建設は形成上無理があると。これは同一敷地内につくらなければいかんというのは、どういう理由からなのかお聞かせを願いたい。もう既に新しい庁舎についての計画段階に、同一敷地内につくろうとしているのかどうかということが一つ。

それと、本県の財政状況です。財政状況は、今、説明されたとおり、県庁職員を含めて、議会の人たちの大変な努力で、非常に財政厳しい折、頑張っておられるというのはよく理解はされます。しかしながら、いつも長崎県は離島を抱えておるから、離島を抱えておるからというのが一向に減りません。この離島を抱えておるという状況の中で、財政の状況を、いわゆる今の交付金制度の中で本当に離島が活性化できるような状況にあるのかどうか。これをもう少し議員の皆さん方も奮闘をしていただいて、やっぱり離島は離島としての特別的なものは国に要請するなりしていかないと、県全体の財政の中で非常に、行政負担、行政コストが高まるのは削減できない、こういう部分もあるものですから、その視点に立って、ぜひいま一度これは検討してもらいたいなという気がいたしております。

それと、財政の健全化に向けては、人件費の削減、人件費の削減ばかり出てきます。いわゆる公務員の人件費削減は、県民の福祉の停滞、いわゆる削減につながってくるんじゃないのか。まさに離島も問わず県民は、どう今後、住民福祉として地方自治体、地方公共団体が果たそうとしているのか、全く今までの、今後の方向性から、我々は理解できない。約 400 億円から 500 億円くらいマイナスになっていると。その分の埋め合わせも含んで、いろいろ計画しながらやっていくけれども、その大きな部分は公務員の削減だ、給与の削減、こういう方法だけではだめなんじゃないか。もう少し地方、いわゆる県内の財源確保に向けての努力もあわせて、評価すべきは評価すべきで出してもらいたい。そういうものを県民の皆さんには説明をしてもらいたい。厳しい、厳しいだけではなくですよ。これはよろしくお願したい。

それと、道州制の動向を今、説明されました。説明された中で、私がいま一つ理解できないのは、1 ページに都道府県の事務は、その大半を住民に最も身近な基礎自治体、市町村に移譲するというのが定義という形で説明をされました。しかし、県庁は、しからばどういう役割を果たすのかというのが全く出てこない。市町村と道州は出てきます。県庁はどの役割を担うのかというのが全く出てこない。その中で、国が道州制のあり方なり権限移譲なりを明確にしていらないからわからないという説明がされましたけれども、今、我々は県庁舎の新築についてどうなのかという検討をしているわけですから、県庁舎が今後、10 年から 20 年、30 年、役割を示せる部分はこうなんだというのを明確にすべきだと、それがないままに耐震化だけをするならば、それはつくった方がいいさという論議にしかならないんじゃないかなという気がいたしますので、ぜひ県民の皆さん方にその意味も含めて説明する責任があるというふうに思っておりますので、そこら辺、見解があれば

ぜひお願いをしたいというふうに思っております。

その関係で、5ページの(2)のある項目に、そういった国の機能や組織が小さくなる一方で、この「国の機能や組織が小さくなる一方」の中には県も入っているんじゃないかと。そうしないと、「道州と市町村をあわせた地方の機能としては現在よりも大きくなります」、これは当然の話です。そういう部分が、よく理解ができなかったものですから、もしその辺の見解があれば、ぜひお聞かせ願いたいというふうに思います。

それと、公立学校の耐震化については、努力はしておるということで、それぞれ現状の状況等の話がされました。耐震化は、国も大変な状況だということで31%から13%に負担軽減をしたということで、今後、566棟については22年度までに完了する予定だということなんですが、24年度を目標にしている中で、耐震の調査を確認する診断、これもまだ進んでいない時に、22年度までに完成が本当にできるのかというのが一つ。

それで、ぜひ各市町では、こういう前向きな取り組みを計画的に実施をした市町村があるのか。県に報告があったから22年度までに完了予定というふうに言っているんでしょうけれども、それぞれの小・中学校が、財政的に厳しいのは合併したからというつもりは毛頭ありませんが、これでも財政的に厳しいのは事実ではないかなというふうに思っておりますので、ぜひそういう面ではやっぱり県民の視点に立った耐震化、特にやっぱり中国の地震によって県民の意識が、自らの避難場所、そして子どもたちの将来にわたっての安全の確保、これについての意識が高まっているのは事実でありますから、ぜひ長崎県は、いろいろ新聞報道によると47位とかですね、これは平成20年4月1日現在でありますけれども、そうではなくして、やっぱり21年度、22年度は、これだけの耐震化率にしていけますよというのを、明確に出してもらいたいなというふうに思います。

それをやったにしても、60%ですから、40%の小・中学校は残るわけですよ。40%のところはいつまで、どういうふうな形で耐震化は完了するのかというのを明確に出しながら、県庁舎の耐震化も皆さんに説明していくべきだと、これはやっぱり総じて、県庁舎だけの問題ではなくして、同じ耐震化を進める公共構造物の方向性として説明すべきだというふうに思いますので、ぜひそこら辺も今後の広報等々を含めた時に、我々の懇話会にもわかりであればそういうことをご説明をいただければというふうに思います。以上です。

会長 事務局の方から説明をお願いいたします。

総務部長 まず、本県の財政状況についてのご指摘でございました。

離島を抱えている、いつも「離島を抱えているので厳しい」というようなことを申し上げているというご指摘だろうと思いますけれども、この資料の中で、離島・半島というのに触れさせていただいたのは、どうしても丸くまとまった県土ではないということもありまして、離島・半島になりますと所管する学校区域でありますとか、警察の配置、あるいは行政機関の配置、これも非常に非効率になりがちでありまして、そういう意味で行政コストがどうしても割高になる傾向があるということをご説明申し上げたつもりでございました。

確かに離島の現状等を考えますときに、非常に苦戦を強いられているのは事実でありまして、県政の重要な課題として、この離島地域の活性化をいかに図っていくかというのは、全庁挙げて取り組むべき課題であると考えております。

そういう意味では、これからも引き続きいろんな産業振興、あるいはまた福祉関係の施

策を含めて離島地域の振興についてはさらに力を入れて取り組んでまいらなければならないと考えております。

それから、人件費の削減は、まさに県民福祉の削減に直結するような側面もあり、人件費だけじゃなくて、別の面での努力も必要ではないかということでもあります。

確かにご指摘のとおりでございます。一つの例として行政コストの削減、スリム化という形でご説明をさせていただきましたけれども、この間、6年間で800億円近い収支改善対策を講じてまいりました。それはもういろんな事務費の小さなレベルからの削減、あるいは公共事業をやむを得ずして縮減する取り組み、そういったもの、あるいはまた不急の財産、これも積極的に処分をし財源を調達する、何としても経済活性化を図りながら税源の涵養をする、そうした観点の中での取り組みの一環であるということはぜひご理解を願いたいと思っております。確かに、行政を進めていく際に人件費というのはなくてはならない経費でありまして、一番大切な要素であるのは当然のことであると考えているところでございます。

それから、学校耐震化に関しまして、平成22年度までに耐震2次診断を完了するのに、耐震工事が思ったほど進捗するののかというご指摘でございます。これはこれまでも計画的な耐震改修に向けて取り組みを進めてきたという実績もございますし、さらに前倒しで取り組んでいただきたいという要請に応える形で計画の見直しを行っていただいたところでございます。

実際の耐震改修工事を行うに当たりましての一番のネックになりますのは、実は全国同じ動きになってこようかと思えますけれども、さらに耐震工事を促進するということで、設計関係事務所、強度計算等を行う設計関係事務所の能力が、おそらく手いっぱいになるのではなからうかというところが一番危惧されるところでございます。

差し上げた資料の2ページの一番下の方に書いておりますけれども、そういう意味では、耐震診断を行う、あるいは耐震補強工事の設計を行う設計事務所、ここの能力をいかに確保し、対応力を強化していくかということが大切になってまいります。そういう意味では、私どもの方でも土木部と協働いたしながら、どのような対応力の強化方策があるのか、現在、検討を進めているところでございます。

確かに、財政的にも厳しい状況にあるのは重々承知いたしておりますけれども、こうしたもろもろの制約条件もありますので、総合的な耐震改修に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

それから、当面の目標といたしましては、やはりIs値の低い、倒壊の危険性等が高い分から積極的に取り組んでいく必要があると考えておりまして、確かに残り40%をどういうスケジュールで完了するののかというご指摘でもありますけれども、引き続き進捗状況に応じて、より促進方を市町にお願いをしてまいらざるを得ないところでございます。

知事公室長 3点ほどお尋ねが残っております。

まず、魚市跡地の予定地のインフラ基盤の問題でございます。冒頭申し上げましたように、建物自体は支持杭があるということと、液状化については、全体の敷地面積の2分の1程度について補強工事をすれば大丈夫ですということをおっしゃったところでございますが、長崎市内一帯、埋め立ての歴史がございますけれども、道路、橋梁、それぞれ建設の際に設計をされておるところでございますが、その部分についても実際の設計の段階で

十分インフラの部分についても設計をしていくということで対応できると思っております。

ちなみに、先般、全国知事会議で、横浜のみなとみらい地区に行ってきたんですけれども、あそこも埋立地に高層の建築物が建っております、ここは2分の1程度の施工ということでご説明しましたが、4分の1ぐらいをやっているそうでございます。その中でインフラの部分もカバーしているということもございましたので、当然、インフラの部分には対応していかないといけないし、十分やっていけるものというふうに思っております。

それから、同一の敷地に行政、警察、議会を置かないといけない理由でございますけれども、これは平成9年に県議会の特別委員会から委員長報告をいただいた際にも、その機能として、「防災機能を有し、行政棟、議会棟及び警察棟の3棟を同一敷地に配置し」ということで報告をいただいているんですけれども、それはやはりその3つの機能の一体化、重要性ということを指摘しておられるんだと思います。

特に、近年、当然、議会は我々行政も警察も両方に密接に関係がございますし、特に警察につきましては、安全の確保とか、あるいは消費者の問題とか、行政とかなり一体となってやっている部分がございます、危機管理とかですね。そういう意味では、機能的にも一体の部分にあるということが重要だと思えますし、この時点の検討もそういうことを前提にされたんだらうと思っております。

それから、3点目の道州制の問題でございます。道州制になった場合には、今、県というのがなくなりまして道州と市町村ということになるわけでございます。そうしますと、県の仕事は道州にいくか、市町村にいくか、この2つでございます。

同時に、国の仕事も道州と市町村におりてまいるということでございます。ここが、国からどの仕事がおりにきて、県のどの仕事道州にいて、市町村にどの仕事いくのかというのが一番大事なところでございます。これは財政問題にもかかわるし、組織にも国会にも地方議会にもかかわる一番根本的なところでございまして、ここが検討する結論がまだまだ出ていない段階なのでわかりにくい、確かに一般の県民の皆さんにもおわかりになりづらいところだと思いますが、今、いろんなどころで言われておりますのは、例えば、この地方制度調査会の図にもございましたが、河川とか道路の管理とか許可とか、そういうのは国から県におりにくるんだと。県の福祉とかそういった身近なものが市町村にいくんだという大まかな方向性のようでございます。

そうした時に、地方全体の仕事は大きくなって、県の仕事道州にいたり市町村にいたりするわけなんですけれども、その道州の仕事というのが、全部、州都、どこになるかわかりませんが、州都で全部カバーするということになるのか、これは九州という規模を考えた時に、1,330万人の人口、それだけの面積もございます。同じように道州制をやっておるフランスとかイタリアとか、この辺は州の面積が260万人とか270万人でございますから、そうしますと、この1,330万人の道州の中で地域の果たす役割というのは、当然一定出てくるのではないかと考えるのが自然じゃないかなと思っております。詳細な役割分担は、今後の設計になるのではないかと思っております。

会長 よろしゅうございますか。

委員 はい。

委員 時間も限られておりますのでしょうから簡潔に3点ほど、意見ということで議事録

に残していただければと思います。

数名の委員の皆さんから建替えでいこうというような議論がありましたけれども、私は建替え派なんです、ただ、ここは幅広い議論をするべきだと思います。反対派の方もしっかりいらっしゃる。あるいは県民の皆さんの幅広い議論を届けて、そして決せられるのは知事であり、県議会議員の皆さんでしょうから、議論の幅は制約すべきでないという意見が1点です。

あと、借金、借金と言われておまして、皆さん、財政タカ派の意見がお好きなんだろうなと思いますが、私はまだ若い方なので、何で若い者が親父の残した借金だけいただいて、あとは我慢せにゃならぬのかというような気持ちもございます。やっぱり要るものは要るんだろうということで、借金があるのはわかってはいるんですが、何とか返しつつ、県勢の浮揚、やっぱり若者は遠かところより給料ですよ、所得が47番目が知りませんけれどもね。その辺のところをしっかりと考えて、経済活性化できるような県庁、財源等は切り離して考えていただきたいということです。

あと一つは、学校耐震化の市町村の場合の支援は13%になりましたということで、あと改修費用の試算を出してみないとわからぬというようなお話だったろうと思いますが、そうですね。全体の改修費用の試算を出してみないとわからぬと。その改修費用を試算するのに設計事務所とか、構造とかいろいろあるんだけど、そこに支援を検討しているということですね。今検討中ということはですね、違いますか。

総務部長 それは現段階では未検討です。

委員 ぜひ検討していただいて、財政的な支援を市町にしていいただきたいと思います。以上、意見でした。ありがとうございました。

委員 先ほど若干話しましたが、移転ということで22ページに書いてありますように、魚市跡地周辺の動きがありますね。平成15年12月には埋め立ての許可を長崎市議会で決定されまして今日まできているわけですが、問題は、21年に完了した後の手順でございますが、スケジュール等々がどうなるのか。

2つ目には、駅周辺のまちづくりの動きが、最終的には新幹線がいつ来るのかなということが大きなネックになってくるだろうと私は思います。

それから、問題は、新しく移転地につくった場合の経済効果というものをどのように考えているのか。

その3点についてわかればお示し願いたいと思います。

知事公室長 まず、21年完了後のスケジュール、県庁舎建設のスケジュール、建てるとすればということでよろしゅうございますか。

委員 はい。

知事公室長 県庁舎建設の標準的なスケジュールで申しますと、これはあくまでも標準的な概要で申し上げますと、まず最初に基本構想というものが必要になります。基本構想、基本設計、実施設計、建設工事、外構工事と順次いくわけでございますが、全体で7年ほどかかるかと思っております。基本構想で14カ月、基本設計に9カ月、実施設計に9カ月、あと建設に3年ちょっと、並行して外構工事といったようなことになろうかと思っておりますが、これはしかし、今後の県庁舎の規模とか機能とかによって大きく変わりますので、あくまでも標準的なスケジュールということになっております。

新幹線については、今、諫早までがおおむね着工後 10 年程度かかるということでございますので、さらに長崎までの延伸に向けて、今度の概算要求の状況もございましたけれども、延伸に向けて、今、これは長崎市も県下全体が一緒になって延伸の要望をしている状況でございます。

それから、経済効果、これは県庁舎建設の効果ということでしょうか。

委員 そうですね。

知事公室長 確たる経済効果を把握した数字は、今、手元に持っておりませんが、そういった建設工事の波及効果というものは大きいものがあるだろうと思っております。一般的に公共事業等であれば 1.8 倍ぐらいの経済効果ということが言われておりますが、この県庁舎に限っての経済効果等について、明確に積算したものは持ってありません。

委員 最後ですが、この前、佐賀に行った時に、佐賀の懇話会では一定の方向を打ち出しまして、それが大体反映されたという形になっておりました。今後、我々の懇話会でも三十数人の方がそれ相当の意見を出されてまとめて、あと、議会が最終的な決定をもっていくと思うんですが、この懇話会についてはどのように考えているのか、ちょっとお示し願いたいと思います。

知事公室長 懇話会につきましては、1 回目の時に知事からもご議論申し上げたと思っておりますが、これまでずっとご説明しております経過の中で、駅前の状況、それから埋立地の状況、それから耐震の状況、一定の状況の中で改めて県議会、県民の皆様のご意見を伺わなければいけないということで設置させていただいたところでございます。

今後、ご議論をいただき、ご提言をいただきましたならば、その結果を受けまして、県議会とも十分ご相談をしながら検討していくということで、ご提言をいただいて真摯に検討させていただくという基本的な考え方を持っております。

委員 今の話は、私も聞こうかと思っていたんですが、説明が前知事の段階の時に、この跡地については、こういう方向がいいんだということの確認をされたということ、第 1 回の冒頭で、知事も議会で決定をされたという意識づけで我々には説明をされておるんです。

懇話会の最終的な取りまとめとして、本当にいろんな意見があった中で魚市跡地になったんだということになるならば、それはそれでいいんですが、そうじゃなくして、今すべて魚市跡地でずっとくるものですから。以前、いろんな意見があったことも承知しております、大村とか諫早とか。そういう意見が、どういう意見があったのか。公開できる部分についてはぜひ公開してほしい。その上に立って魚市跡地がいいんだという知事の発言を、議会としてそれを容認したというふうな形に、もしなっているとすれば、どうしてそれが、大村と諫早もそれぞれ拳がったけれども、こうなったという部分について我々も理解をしたいというふうに思っておりますので、その点について、これを見てくださいと言われるならば見ますけれども、お教え願いたい。

知事公室長 平成 9 年当時、各市町村からの要望、市町議会からの要望も多々あったということは、知事表明の時点でも申し上げております。どのような内容であったかは準備できると思います。ちょっと探してみたいと思います。

なお、その際に、それをトータルで斟酌をして、どのような根拠で、考え方で魚市跡地ということを選定したかということにつきましては、第 1 回の懇話会の中でご報告した資

料の 16 ページに理由をお知らせしております。幾つか申し上げますと、都市機能、社会基盤が高度に醸成されており、官公庁が周辺に集積しており、人口集積が高い、公共交通機関の整備がなされている、行政、議会、警察 3 棟が同一敷地に建設可能である。駐車場の確保、敷地が県有地であること、もろもろ、第 1 回目の資料にもございますので、また改めてご提示をさせていただきます。

委員 今後、議論をどのように進めていくかという点で、やはり一定の方向といいますが、最終的にはどこまでやるかわかりませんが、していくためには、やっぱりこういうやり方しかないんじゃないかという意味で、今日、審議項目を 5 つほど出していただきました。それについて 2 度も 3 度も同じことを検討すべきでない項目はつぶしていくべきだと思うんですね。

今日、見た限りでは、少なくとも現在の県庁舎の建物を耐震補強をするなんていうことは、どう考えてもこれは理に合わない。しかも、何の解決にもならないということですから、もう既にこれは外れたという形で、ぜひ理解していただきたい。

その点では、例えば特に小・中学校の耐震性、高校は県の所管ですから、もうかなり進んでいることは事実です。それが果たしてできないと県庁舎は手をつけてはならないか、あるいは今考えてはいけないかというあたりについても、考えてみますと、そんなことを言っていると何にもできないことになってしまいますよね。おそらく県民の皆さんの借金を、先ほどのように全部返してからなんていうことを言っていますと何にもできないわけですね。

そうしますと、今、こういう懇話会が設けられているというのは、現時点で県庁舎を整備することが、前へ行くのか、あるいはそういう議論をもうやめるのか、しばらく置いておくのかというあたりのコンセンサスは、まず最初にとっていただきたい。

その意味で申しますと、多分、現地での建替えか、あるいは近くでの移築しての新築かというぐらいの話に落ち着こうかと思えます。

その点を進めていく時に、先ほどから出てきた課題以外の視点から申しますと、まちづくりの視点というのが大事かと私は考えております。まちづくりというのは、先ほど言われたように県庁城下町という考え方もあるんですけども、私は、これからのまちづくりというのは、それほど固定化して考えては前へ進まないと考えております。これだけ小さな街の中での大した距離でない、4 キロとか 5 キロ移転しますと、それは確かに街の構造は変わります。しかし、せいぜい 1 キロ、歩いて 10 分から 5 分という距離の話でありますから、もう少しかたくなでない考え方をすべきじゃないかと考えます。

ヨーロッパのような歴史的都市で市街地が十分に成熟しておるところでの話と、長崎はまだまだある意味でこれから都市改造していかなくちゃ、いい街になっていかないという点があります。その時に県庁舎の問題というのは一つのきっかけとしてとらえるべきじゃないかと私は考えます。

最近ではコンパクトシティという概念がありまして、昔の東京なんかですと、通勤に片道 2 時間もかかるということから比べますと、確かにコンパクトシティは目指すべき方向ですし、省エネでもありますから当然なんですけれども、長崎のような地域で、例えば、時津、長与、諫早等も含めてやるというのは、確かにコンパクトシティに反するわけなんですけれども、浜町商店街から駅、あるいは東へ行って新大工町、これなんというのは、ほと

んど徒歩圏内に近いところでありますから、これ全体が栄えていくというのはコンパクトシティの概念とは全然反しないと私は考えております。

そうしますと、むしろこれからの都市構造でどういうことが大事かといいますと、そういう中でどういう回遊性を確保していくかということだろうと思います。既にしてそういうことに先進的な街では、市内の交通体系を再整備していく、例えば路面電車をもっともっと密にしていく、小型化していく、あるいは市内を走っていますバス等は環境によろしくないですから、電気のものに変えていくとか、そういうことが今後同時に進められるべきだと考えます。そうしますと、既に出ております駅周辺の問題と絡めて考えていくというのが一つの点だと思います。

もう一つは、まちづくりの時に、今、県庁舎の問題だけを考慮しておりますけれども、長崎市役所とか、もっと一市民に身近なところの耐震の問題は一切今ほったらかしになっております。素人目というか、私なんかは建築に属していますので見ますと、市役所の別館の方がはるかに耐震性は弱いかなと思います。そうしますと、仮に市役所を耐震化しなくちゃいかんといった時に一体どういう方法が考えられるか。例えばですけれども、今の県庁舎が仮に現地でなくて近くに移築された時に、あれを市役所の仮の庁舎として使うとか、そういう方法もあり得る、あるいは最終的には現在地における、県庁の跡地に市役所が来るというような方法だってあり得ると。そういう跡地問題も含めてやはり考えていくべきではないかなと考えます。

そういう意味で、その辺について県としては、今後議論を特に進めていく時に、そのあたりについて、まちづくり等の観点についてどういうふうに整理しておられるのか、あるいは議論を進めようされているのか、お聞かせいただければと思います。

○会長 いいですか。

○知事公室長 まちづくりの視点からのご議論、跡地等も関連させてのご議論でございます。これにつきましては県議会でもご質問がっております。特に跡地については、いろんな英知を結集して考えていこうというなことも申し上げておりますが、お話がありましたような、これからのまちをつくっていくためのまちづくりの視点ということになりますと、これはどうしてもやはり県だけの問題、また県庁舎だけの問題ではないと思います。当然これは市の問題でもありますので、県と市が一体となって、対等の立場でいろんな検討をしていかなければいけないと思っております。

従来、アーバンルネッサンス計画という、これは港湾に着目した計画がありまして、これは一定の大きな成果を上げてきたものと思っておりますけれども、そういったご指摘のような新たな都市づくり、まちづくりの戦略というものをどのように構築していくのか、どのような方向で構築をしていくのか、これは県と市で十分検討していく必要があると思っております。そういった検討の進捗があれば、ぜひこの懇話会でもご報告ができればというふうに思っております。

○会長 どうぞ。簡単に、あともう時間がありませんので。

○委員 いろいろなご意見等もありましたし、また、詳しく丁寧な資料等もいただきまして、本当に県庁は建替えなきゃいかんと、そしてどこに建替えるか、どんな方法があるかと、もうそれに尽きるのではないかなというふうに思っております。県庁の役割、機能を発揮するためには、やはり今までの経緯の中で、やはり魚市跡地に新しい県庁を建てて、

そして現県庁跡の利用を県と長崎市で十分検討をして進めていかないと、議論ばかりでなかなか進んでいかないんじゃないかなというふうに思っております。本当に私たちも県庁を見てみて、どうってなかったわけですけれども、よそを見て、こんなに20年も30年も遅れているような状況でありますし、そして、やはり働く職員の皆さん方の能率をもっと上げるためには新しい設備と、そういうふうな環境をきちっとつくってやるのが大事じゃないかなというふうに思っておりますので、ある面では早く一定の方向を出す必要があるんじゃないかなというふうな思いをいたしております。

○会長 どうぞ。

○委員 本当に魚市跡地ということは、一体いつ、だれが、どこで確実に決めたんでしょうか。先ほどからる説明があっておりますが、本当に流れでその方向になっておることは事実だと思えます。県議会の議場で県庁舎移転は魚市跡地だという議決がされたということは、どこをどう読み解いてもありません。確かに、この前に、平成8年に懇談会という名のもとに、「現在地を基本とするが」ということで言われておりますし、よく言われております前知事が平成9年に表明したということはしょっちゅう言われておることです。やっぱり皆さんたちは移転ありきということではないんですか。

確かに、コンパクトシティからすると外れないというエリアかもしれませんが、やっぱり街が生成発展してきたコアの部分のところというのは、そんなに簡単に、背骨であります長崎の岬を越して本当に移っていけるものなんでしょうか。私は非常に疑問に思います。

さらに、県議会の中で、るる知事の発言とか何とかありましたけれども、総務委員長さんも、いわゆる県議会で議決されたことはないということは、公式の場で明言されておりますので、魚市跡地がそのようなレベルで本当に公式に決定されたこととして議論されていいんでしょうか。

もちろん、私は、前回の発言の時にも言いましたように、県庁舎のいろいろなところの問題点は認めるものとして、しかし、やっぱり私は最善の、今の場所で、例えばですが、江戸町公園のところと古い別館とを併せもって1棟を建てることによって狭隘という部分、そして、仮庁舎という部分までも解決をしていく方向で建替えという方向もできるはずで、何も私は一切お金を使うなという立場でもございません。ただ、あまりにも移転ありきということに対しては反対をさせていただきます。以上です。

○委員 今、・・・委員の方から、移転ありき、魚市跡地ありきというふうなご発言がありましたけれども、私も非常に強くそれを感じます。

県庁舎を改修しなければならんというのは大体私も理解はいたします。ところが、耐震だということが非常に重要な要素になっていきますよね。その時に何でわざわざ液状化であるとか、それから高潮対策までやらねばならんようなリスクの高い土地に移転をするのか。それがあたかも決まったような議論がここでなされるのかということが非常に私は理解できません。それがまず私の意見です。

資料の5には、かなり専門的な事柄がいろいろ書いてございます。液状化対策をどうするかとか、コンクリートの劣化の問題であるとか、建築学上の問題がございますけれども、この場には、幸いにして委員の中に専門家もおられますので、この資料5について専門家の委員の方々のご意見をお聞きしたいというふうに思います。

○会長 それは、時間がありませんので、また次の機会にいたしましょうか。今日まだ質

問される方がいらっしゃると思いますので、それでいいでしょうか。

それでは、どうぞ。

○委員 実は、私は平成9年の県庁舎建設特別委員会の当時の委員長を務めたものでございます。その時の記憶を今申し上げますけれども、その当時、県庁舎を建替えるという話は、これは県庁が非常に狭くなっているという狭隘化の問題と老朽化、この問題が特に取り上げられました。耐震の問題もございましたけれども、そういう問題でいろいろ議論を重ねてまいりまして、現在地で建替えるかどうかという議論も相当いたしました。

そうするうちに、県庁舎は県央に持ってくるべきじゃないかという議論が非常に高くなりました。そして、それも入れましていろいろ議論をいたしました。その結果、やっぱりどうしても県都長崎市から県庁は出すべきではないであろうと。そして、長崎市にやっぱりすべきだと。

そうした場合に、現在地で建替えが可能であるかということ議論した時に、やっぱりここで建替えということになると、仮庁舎を設けないとならん。仮庁舎も相当な金がかかるといふうなことがございまして、いろいろな角度から検討いたしました結果、やっぱりこの跡地は、また別のものを考えて、一応、魚市跡地の埋立地でどうかという議論になりました。

その中で、この魚市跡地は埋立地であるけれども、ここで大丈夫かと、液状化の問題等いろいろ出ましたけれども、その時に専門家の意見も聞きまして、それは改善できるんだということがございまして、まず県庁は、諫早とか大村とかという県央じゃなくて、やっぱり長崎にすべきだということで議論が尽くされました。

それを私は、議会の特別委員会の結果を踏まえて答申をいたしました。その時に、前知事が、県庁建設地はこの魚市跡地であるというふうに広く発表した、こういう経過でございまして、その当時、そういう問題を全く検討しなかったのではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

会長 最後に、どうぞ。

委員 議論を聞いておりまして、よそ者で恐縮ですが、跡地をどうするかということに皆さんの議論がいくのではないかなという気がいたします。

福岡も、もう古いんですが、福岡県庁舎が、東公園に移行し、その後、そこにアクロスから公園をつくって、これが福岡を訪れてよし、また楽しという、いわゆる天神からキャナルに行く回遊ルートになっています。そんなことから、ちょっと単純ですが、跡地活用が大事と思った次第でございます。

それからもう一点、道州制の話が出ました。今日、事務局の方から説明がありましたとおりだと思います。私は国の道州制ビジョン懇談会にも出ておりますが、まだまだこれからです。これは大きく国の形を変えるもので、国の権限を地方におろして地域主権の国をつくるんだというのが基本であり、州政府の制度や中身の仕組みというのは、今後基本的には州に任せ、九州なら九州の州政府が立法をやって行政をやることになり、その中で州都も考えるべきだという意見が大勢で、自民党勉強会でもそうです。

その中で、州都は福岡のような大きいところはだめだとか、機能分散すべきだとか色々な意見があります。また、警察機能についてもペンディングになっていますけど、国もやらなくてはいけない、州もやらなくては、あるいは基礎自治体も。その中で、今の県警本

部の姿をどうやるかというのはみんなで考えていくべきでしょう。

したがって、今、県庁舎がやられていることも、今度、インテリジェントビルとして、いいものをつくられたら、これは公共機関の受け皿になるうかと思えます。今、事務局の提案がありましたように、手戻りには絶対にならないと私も思います。

会長 最後に、どうぞ。

委員 時間がないので、簡単に。

1回、2回の懇話会に欠席したわけでありましてけれども、それはもう以前から、鹿児島、佐賀、熊本については県庁を既に何回も見ておりましたので見る必要はないということと、それから、今、議論の中で離島の問題とか、それから学校耐震化の問題が出ました。これはやはり離島の自治体を預かる一人としてお話ししたいことは、学校耐震化については、国庫補助金と、それから合併特例債の起債でやるというつもりで、この県庁舎の建設基金を回してくれと、そういうつもりは全くないし、そういうことは絶対できないというふうに思います。県庁舎を建設するための基金ですから、これはやはり有効にその方に使うべきであって、我々はそれは当てにはしていないということです。

それと道州制が議論されて、まだまだ不透明な状況でありますけれども、ただ、私としては、道州制になったとしても一極集中ではなくて、やはり機能分担して長崎に事務所を残してもらいたい。そのためにも、やはりある程度効率的な県民のそういった集まれるような新しい庁舎をぜひ誘導的に建設しておいてもらいたい。そうじゃないと、おそらく今の状況では福岡、熊本あたりに分散されて、長崎はもう庁舎が古いから使えないよということによそに機能を持っていかれてしまう、そういう心配もあります。

以上、移転新築に賛成の立場でお話をさせていただきましたが、どこに移転するかについては、次の議論でお話をさせていただきたいと思えます。

会長 もう時間もございません。一応、今日はそれぞれご意見を賜りました。皆さん方のお話を承りまして、いろいろとまだまだ議論があるようでございます。跡地、跡地というのも、魚市の跡地、あるいは県庁の跡地の問題、両方ございます。

そんなことでございますが、いずれにいたしましても、ある程度の皆様方のご議論はわかるわけでございますけれども、最終的には、冒頭にお話をされましたように、やっぱり安全・安心、県民のためですね。県民のためでございますので、今日お集まりの皆様方は、県民のいわば代表としてこの懇話会に参加をさせていただいているわけでございますので、それぞれ各界各層、お帰りになって、またいろんなご意見も賜りまして、次の機会にまたご意見を賜ればというふうに思っているわけでございます。

宿題も出ました。そういった宿題につきましてもご意見を賜り、そしてまた次の機会には、よりよい意見になりますように、よろしく願い申し上げたいと思えます。

最後になりましたけれども、第4回は、さきに事務局から案内がありましたとおり、9月27日、土曜日の9時30分に開催したいということで調整したいと考えておりますので、どうぞよろしく願いしたいと思います。

また、審議項目につきまして何かご意見等がございましたら、それも事務局の方に申し出ていただければというふうに思っております。

委員の皆様のご意見を踏まえて、私が事務局と調整し、後日改めてお知らせすることとしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それから、今日のこの議論のまとめは、事務局の方でまとめまして、後ほど送らせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

事務局の方から何か。

知事公室長 特にございません。

会長 それでは、以上で本日の会議は終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(閉 会)